

人権教育及び人権啓発推進に関する
さいたま市基本計画・実施計画の
【令和2年度 推進状況】

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部

目 次

1	概観	1
2	推進状況の概要	1
	・ 推進本部の取り組み	1
	(1) 計画の推進	1
	(2) 推進体制の充実	1
	(3) 関係各課の取り組み状況の調査	1
3	人権教育、人権啓発に関する施策実施状況	2
	[基本的課題]	
	① たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育の推進	2
	② あらゆる場における人権教育・啓発の推進	11
	③ 特に人権と関わりが深い者に対する人権教育・啓発の推進	20
	④ 地域に密着したきめ細かい啓発活動の推進	25
	⑤ 様々な人権問題に対する相談システムの充実	32

【参考資料】

- 1 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱・名簿
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

1 概観

本市の人権教育及び人権啓発推進本部は、人権教育・啓発に係る各種施策について関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため平成13年8月に設置され、同年12月に「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画（平成30年 一部改正）」を策定した。さらに、この基本計画の具体化を図り、各種の施策を計画的に推進するための「実施計画（令和2年度・3年度の2か年計画）」を策定した。

人権問題の重要課題である同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者などに対する様々な差別や偏見の解消を目指すため、実施計画に沿って各種施策を積極的に推進しているところであるが、このたび、令和2年度における推進状況について取りまとめを行ったものである。

2 推進状況の概要

・ 推進本部の取り組み

（1）計画の推進

本市の人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、市民一人ひとりに人権尊重の意識が根付き、人権文化を構築することを目的に策定された。そして、この基本計画を積極的に展開するために「さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部」のもと、関係部局相互の緊密な連携を図りながら、全庁体制で取り組みを進めた。

（2）推進体制の充実

人権教育・啓発の取り組みに当たっては、全体の奉仕者である市職員は指導的役割を担っており、極めて重要な立場であることから、各種人権問題の正しい理解と認識を深めて人権感覚を身に付けるとともに、態度や行動として実践できるようにするため、職員研修の重要課題と位置づけて研修の充実に努めてきた。

また、学校教育や社会教育活動に携わる関係者にあっては、人権教育の推進に当たっては大きな役割を担っており、様々な教育実践の中で常に人権感覚を持って行動できるよう、人権尊重の視点から総合的な研修を実施し、具体的な実践に結びつくよう努めてきた。

（3）関係各課の取り組み状況の調査

人権教育・啓発の取り組みについては、各種の人権問題に対して関係各課で計画に基づいて具体的な取り組みを進めているところであるが、様々な人権問題の解決に当たっては地方公共団体の果たす役割は極めて重要であることに鑑み、庁内関係各課において推進している様々な人権問題の解決に向けた取り組みの状況について調査を行い、一覧表としてまとめた。

3 人権教育、人権啓発に関する施策実施状況

[基本的課題 ①] たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育の推進

乳幼児期は、心身の成長、発達が極めて盛んであり、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期です。この時期に子どもたちの人格や個性を尊重し、心豊かな人間性をはぐくむことは一人ひとりの人権感覚や道徳性の芽生えの助長につながります。このため、乳幼児期から学校までの成長段階に応じた教育活動を通して、次代を担う子どもたちに対して生き生きと生活できる環境の中で一人ひとりが他人の存在に気づき、相手を思いやる心を育てる人権教育・啓発活動を推進することが重要です。

(施策の分類 1) 就学前における人権教育の推進

次代を担う子どもたちは未来の財産であり人格を持った一人の人間として捉え、心身ともに健やかな成長が遂げられなければならない。中でも、乳幼児期は心身の成長、発達が極めて盛んで人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、心豊かな人間性をはぐくまることが必要である。

また、幼稚園、保育所等では、子ども同士の集団生活の中で物事に対する興味や関心等を養いながら基本的な生活習慣を身につけることが重要である。

こうしたことから、乳幼児期から就学前までの成長時期にかかわる職員等は、子どもたちに対して、生き生きと生活できる環境の中で一人ひとりが他人の存在に気づき、相手を思いやる心を育てられるよう努めなければならない。

そのために、環境(施設)の充実、人格を尊重した教育の実施、家庭・地域との連携強化の各方向から事業を実施した。

施策の方向 ① 環境の充実

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
育成支援の充実 (保育課)	障害者手帳等を持つ子どもだけでなく、心身の発達に遅れ等のある子どもの育成に幅広く寄与するため、障害児保育制度の見直しを行った。平成 20 年度より名称を「さいたま市公立保育所育成支援制度」と改め、保育所生活における育成支援を実施した。 対象児童 233 名(令和 3 年 3 月現在)
出産前教室 (各区保健センター)	母親学級:初めて出産する妊婦に対し、妊娠・出産・育児等に関する講義・実習等を行い、母体の健康保持増進を図る。 両親学級:初めて出産する妊婦とその夫等に対し、妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い父親の理解を促し、両親が協力して育児に取り組む姿勢を持てるようにする。 (実施場所) 10 区保健センター (実施人数) 母親学級 498 人 両親学級 2,496 人 (実施効果) 安心して育児に臨むことができる。また両親が協力して育児に取り組む姿勢を持つことができる。
育児学級 (各区保健センター)	乳児とその保護者を対象に、育児について学習したり親子の遊びを通じてふれあったり、育児についての悩みを話し合う親同士の交流の場をつくる。 (実施場所) 10 区保健センター コミュニティセンター等 (実施人数) 3,745 人 (実施効果) 保護者の育児不安の軽減を図るとともに育児の孤立化を予防する。
育児相談 (各区保健センター)	乳幼児とその保護者を対象に、子育てなどに関する不安の解消や子どもの健全な発達を促した。 (実施場所) 10 区保健センター 公民館等 (実施人数) 2,884 人 (実施効果) 保護者の不安が取り除かれる。
乳幼児健康診査 (各区保健センター・ 地域保健支援課)	4 か月児・10 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に身体発育等の総合的な健康診査を実施する。 (実施場所) 委託医療機関 (実施人数) 4 か月児 (一般) 10,111 人 (精密検査) 257 人 10 か月児 (一般) 10,231 人 (精密検査) 210 人

	<p>1歳6か月児 (一般) 10,962人 (歯科) 9,686人 (精密検査) 227人</p> <p>3歳児 (一般) 10,885人 (歯科) 9,480人 (精密検査) 877人</p> <p>(実施効果) 年齢に応じた健診の実施により、成長・発達・健康管理について保健指導ができた。</p>
妊産婦・新生児訪問指導 (各区保健センター)	<p>妊産婦、新生児に対し、助産師・保健師が家庭を訪問し、母性及び児の健全な育成を図る。</p> <p>(実施場所) 各家庭 (訪問人数) 11,577人 (実施効果) 母性及び児の心身の健全な育成が図られた。</p>
母子訪問指導 (各区保健センター・地域保健支援課)	<p>乳幼児とその保護者の健康増進と育児不安の解消を図り、児の健全な発育発達を促すため家庭訪問を実施する。また、子育て不安等の家庭に「子ども家庭支援員」を派遣し、子育ての相談支援を行う。</p> <p>(実施場所) 各家庭 (訪問人数) 母子(延べ) 11,380人 (再) 未熟児(延べ) 567人 (実施効果) 乳幼児とその保護者の健康増進と育児不安の解消が図られ、虐待防止にも寄与した。</p>

施策の方向 ② 人格を尊重した教育

幼児教育内容の充実 (保育課)	<p>保育士の資質向上を図るため、公私立保育園(認可外保育施設含む)の保育士等を対象に研修を実施した。 (延べ 2,712名参加)</p> <p>様々なテーマの研修に参加した保育士が、園内で研修受講の報告を行うことにより、職員の専門性や実践力の向上が図れた。</p>
保育士・幼稚園教諭等の研修の充実 (保育課)	<p>(令和2年度実績なし)</p>
保育・幼児教育形態の拡充 (保育課)	<p>地域交流事業として、なかよし広場を実施した。公立保育園54園において、0～3歳までの子どもと保護者を対象に年10回程度、親子での自由遊びの場所の提供や、子育て相談に応じた。 (487組の親子 1021名参加)</p>

施策の方向 ③ 家庭・地域等との連携

親子教室 (各区保健センター)	<p>発達や情緒に遅れのある幼児と保護者に、集団指導及び状況に応じた個別支援や交流できる場を提供し、不安の解消・軽減を図る。</p> <p>(実施場所) 10区保健センター (教室開催数) 141回 (参加者実人数) 178人(児) 210人(保護者等) (実施効果) 保護者の育児不安の軽減及び子どもの発達を促すことができた。</p>
テレホン相談 (各区保健センター)	<p>健康に関する相談を気軽に受けられることにより、健康の保持・増進を図る。</p> <p>(実施場所) 10区保健センター (相談回数) 土・日祝祭日及び夜間を除く毎日実施 (概要) 通常業務時間内で対応 (実施効果) 気軽に健康に関する相談ができることにより、健康増進に寄与し、利便性も図られた。</p>
子育て支援センター事業 (子育て支援政策課・保育課)	<p>令和2年度は、単独型10か所、民間保育所併設53か所、公立保育所併設4か所の計67か所の子育て支援センター事業を実施した。</p> <p>子育て支援センターでは、子育てサロンや各種講習会等の開催、面接相談、電話相談、講演会などを通じて、育児不安等についての相談指導や情報提供を行った。また、子育てサークル等の養成・支援を行った。</p>
地域及び施設子育て支援の整備 (保育課)	<p>公立保育所併設4か所、民間保育所併設53か所で子育て支援センター事業を実施し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や、子育て家庭の交流の場を設置、子育て支援に関する講習等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援に努めた。</p> <p>また、地域の子育てサークルの活動に対して、出張講師事業や、備品の貸し出しを行うなど、地域の子育て</p>

<p>児童センター事業 (青少年育成課)</p>	<p>活動者等との連携や、活動者等を支援することにより、地域の子育て力を高める取り組みを行った。 (費用 261,854 千円)</p> <p>(目的) 児童が健全な遊びを通じて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする。 (事業内容) 18 か所で児童センター事業を実施し、児童福祉にかかる住民の各種のニーズに対応して、地域の児童健全育成の拠点としての役割を担った。 (延べ利用者数) 85,104 人 (費用) 委託料 584,353 千円</p>
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(施策の分類 2) 学校における人権教育の推進

学校においては、教職員共通理解のもと全教育活動を通して人権を尊重する教育の徹底を図り、様々な人権問題の解決を目指していくことのできる児童・生徒の育成に取り組むことが重要である。近年、いじめや不登校など子どもたちの人権に関わる課題が多く存在していることを踏まえ、児童・生徒の発達の過程や生活環境などを把握しながら、児童、生徒一人ひとりが人権課題に対し、自ら考え、行動する力を培うような学習指導法の工夫、改善が求められている。

そのため、基本的人権の尊重に徹する教育の推進、学習指導法の工夫・改善、正義感・思いやりを行き渡らせる教育の推進、さまざまな体験活動・ボランティア活動の場や機会の充実、教育相談の充実の各方向から事業を実施した。

施策の方向 ① 基本的人権の尊重に徹する教育の推進

<p>具体的施策・事業名 (関係各課)</p>	<p>実施状況</p>
<p>平和図画・ポスターコンクール (総務部総務課)</p>	<p>次代を担う子どもたちの平和への関心を高めるため、また、平和教育に資するため、市立小・中学校等の児童・生徒を対象に平和をテーマとした作品を募集し、啓発を図った。 応募作品の中から、最優秀賞 2 点、優秀賞 10 点、奨励賞 50 点を選出し、表彰状及び記念品を贈呈した。(費用 423 千円)</p>
<p>人権の花運動 (人権教育推進室・人権政策・男女共同参画課)</p>	<p>市立小学校の児童を対象に、花を育てることにより思いやりの心をはぐむとともに、生命の尊さを体得させた。35 校(中央区・桜区 2 校、西区・北区・大宮区 3 校、見沼区・緑区・南区 4 校、浦和区・岩槻区 5 校)</p>
<p>社会科教育の充実 (指導 1 課)</p>	<p>「さいたま市の学校教育 推進の指針・指導の努力点」の社会科の本年度の努力点において、「同和問題」「子ども」「女性」等の人権課題をはじめ、人権教育啓発資料(第3版人権教育指導プラン(教師用))などの人権教育啓発資料の活用を周知し、知的理解だけではなく、協力的・参加的・体験的な学習などを通して、人権感覚が高まるよう指導方法の工夫改善を図った。</p>
<p>国際教育の推進 (指導 1 課)</p>	<p>国際社会をたくましく豊かに生きる児童生徒の育成を目指し、広い視野をもち、異文化を理解し尊重する態度の育成、日本人としてまた個人としての自己の確立、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成をねらいとして、国際教育主任研修会の開催や姉妹校等交流事業の支援を行った。 ・国際教育主任研修会 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止 ・姉妹校等交流事業の支援 (小学校 3 校、中学校 3 校、中等教育学校 1 校 決算額 69 千円)</p>
<p>進路指導・キャリア教育研究協議会 (指導 1 課)</p>	<p>児童生徒が自己の個性を理解し、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てること、小・中学校 9 年間を見通した計画的、組織的、継続的な生き方指導としての進路指導・キャリア教育を行うこと、「さいたま市キャリア・パスポート(小・中学校版)SCS」等の資料を有効活用することを、「推進の指針・指導の努力点」に示し、進路教育・キャリア教育の充実に努めた。</p>
<p>携帯・インターネット安全教室 (教育研究所)</p>	<p>毎年、児童生徒が安全に携帯電話やインターネットを利用するために、企業・警察などの協力を得て、全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校において「携帯・インターネット安全教室」を実施している。児童生徒がネットいじめなど児童生徒間の様々なネットトラブルについて理解を図り、情報モラルを身に付け、情報を適切に選択し、活用できる力を高めるものである。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、事業者と連携をして資料提供を行った。</p>
<p>人権標語・人権作文の充実 (人権教育推進室)</p>	<p>児童生徒の人権意識の高揚を図るため、市立小・中・中等教育学校の児童生徒から人権標語、人権作文の募集を行い、最優秀作品については教育長からのメッセージとともにオンラインにて表彰した。 また、人権標語は標語入りクリアファイル、短冊を作成し配布し、人権作文は人権文集にまとめた。 ・人権標語 (応募校 150 校 86,987 作品) (クリアファイル 106,000 部 費用 2,018 千円)</p>

<p>教員研修の充実 (人権教育推進室)</p>	<p>(短冊 小 5,100部 中 1,350部 費用 58千円) ・人権作文(応募校 137校 57,115作品) (文集 4,000部 費用 630千円)</p> <p>研修会や学校訪問等を通じて、基本的人権の尊重に徹する教育の推進を図り、人権教育の指導方法の周知と 同和問題や障害者等個別の人権課題解決のための教育実践を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職人権教育研修会(全市立学校長対象) ・学校人権教育研修会(12校15回 費用180千円) ・人権教育主任研修会の実施(2回)⇒研修資料にて実施 ・子ども虐待防止フォーラム(1回)⇒学校の教員は後日DVD視聴 ・デートDV防止研修会 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止
<p>デートDV防止 出前講座 (男女共同参画推進 センター)</p>	<p>デートDV防止出前講座 若年層におけるデートDVの防止・啓発のため、埼玉大学全学生対象に講座をオンラインで実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回 ・講師謝礼 20千円
<p>いじめ撲滅に向けた 取組 (指導2課)</p>	<p>今年度は、市立全小・中・高等・中等教育・特別支援学校において、年間を通して、いじめの問題について考 え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむ取組 の充実を図るなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進した。</p>
<p>ノーマライゼーション 条例の簡明版の 配布 (障害政策課)</p>	<p>総合的な学習の時間等で活用し、児童の障害に対する理解を深めるため、条例の理念をわかりやすく示した簡 明版冊子を作成し、市内の全小学校等に配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12,830部

施策の方向 ② 学習指導法の工夫・改善

<p>学習指導資料の 作成・配布 (指導1課)</p>	<p>小・中学校教育の水準を高め、各教科等の授業を中心とした教育活動が円滑に行われるよう、学習指導資料 を作成し、きめ細かな指導の支援に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別活動指導用リーフレット 2,000部 費用121千円 ・小・中学校進路指導・キャリア教育資料 25,500部 費用809千円 ・環境教育資料 5,400部 費用1,212千円 ・社会科副読本 12,600部 費用6,930千円
<p>指導内容、方法の 工夫改善 (指導1課、教職員人 事課)</p>	<p>一人ひとりの子どもたちの意欲を大切に、理解や習熟の程度に応じた学習を行うなど、基礎学力の向上と個 に応じたきめ細かな指導の充実を図った。また、国の指導方法の工夫・改善(少人数指導)加配教員の活用に加 えて、さいたま市独自のスクールアシスタント配置事業を実施した。具体的には、スクールアシスタントを小学校 104校、中学校58校、特別支援学校2校の合計164校(さいたま市全小・中・特別支援学校)に配置して、きめ 細かな指導の充実を努めた。</p>
<p>「児童生徒の心のサ ポート 手引き いじ めに係る対応」の活 用 (指導2課)</p>	<p>「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」の活用を図り、指導の工夫、改善、充実に努めた。</p>
<p>人権教育の研究 指定 (人権教育推進室)</p>	<p>各学校が自校の人権課題に基づき、学校の教育活動全体を通じて、人権意識の高揚を図り、人権についての 正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成することをねらいとし、市立小・中学校の 中から指定校を選び人権教育の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校(宮前小学校、和土小学校、宮原中学校) 指定校3校の研究発表会を実施(費用150千円)
<p>指導内容、方法の 工夫改善 (人権教育推進室)</p>	<p>各種研修会において、「第3版人権教育指導プラン(教師用)」を用いて、研修を行い、各学校での利活用を促 した。</p> <p>また、「第3版人権教育指導プラン(教師用)」を補完する資料として、今年度は個別的人権課題である「イン ターネットによる人権侵害」と「新型コロナウイルスに関連する差別・偏見」を扱った学習指導案と人権教育研究指 定校の実践例を盛り込んだ「ほほえみ～新入人権教育実践事例集～第3集」を発行した。</p>

施策の方向 ③ 正義感・思いやりを醸成させる教育の推進

<p>道徳教育の充実 指導内容、方法の 工夫改善 (指導1課、教育研究 所)</p>	<p>一人ひとりの教員が、道徳教育の重要性について自覚できるよう、道徳教育研究協議会を開催した。道徳教育の今日的課題や指導方法等について研修し、指導力の向上を図ることとした。また、保護者や地域住民が学校の道徳教育に関心をもてるよう、道徳教育講演会には保護者の参加も求め、学校、家庭、地域社会が連携して、道徳教育の一層の推進を図れるよう計画した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目 道徳主任をはじめ、学校において道徳教育を中心的に推進している教員及び保護者を対象に悉皆研修を開催。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止) ・2回目 上木崎小、白幡中で、公開授業に基づく研究協議会を計画 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため文書発表 <p>教育研究所と教育研究会道徳部との共催による道徳教育研修会を実施し、道徳教育の効果的な指導方法について、大学教授による講義や小・中学校教員による資料分析、学習指導案作成等の演習を行う予定であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p>
<p>生徒指導の充実 第3次生徒指導総合 計画「子ども輝きプラ ン」 (指導2課)</p>	<p>各校における生徒指導の充実のため、第3次生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」の周知を図り、指導の工夫、改善、充実に努めた。</p>
<p>特別活動の充実 指導内容、方法の 工夫改善 (指導1課、教育研究 所)</p>	<p>小・中学校の教員の指導力向上を図るため、特別活動指導上の諸問題について研究協議を行う特別活動研究協議会を開催し、各学校の特別活動の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体研修:令和2年5月19日(火) 市立小・中学校の特別活動主任を対象に研修を開催 ・会場校研修:令和2年10月13日(火) 令和2年11月17日(火) 研究指定校の大宮南中学校・道祖土小学校で公開授業及び研究協議会を開催 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため文書発表 <p>小・中学校における特別活動の指導の充実を図ることを目的として、特別活動指導用リーフレットを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別活動指導用リーフレット印刷製本費:121千円

施策の方向 ④ 様々な体験活動・ボランティア活動の場や機会の充実

<p>姉妹都市交流事業 (指導1課、観光国際 課)</p>	<p>さいたま市の姉妹都市に、さいたま市の生徒・教職員を派遣し、国際的な視野を広げ、国際社会で活躍できる人材の育成に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立中学校国際交流事業 ニュージーランド・ハミルトン市 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止) <p>スポーツ少年団は派遣・受入を隔年で実施しており、令和2年度はメキシコ・トルーカ市及びアメリカ・リッチモンド市に市内のスポーツ少年団を派遣予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となった。</p> <p>メキシコ・トルーカ市へのスポーツ少年団派遣(サッカー) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>アメリカ・リッチモンド市へのスポーツ少年団派遣(野球) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
<p>総合的な学習の時間 の研究 (指導1課)</p>	<p>市立小・中学校への計画訪問において、総合的な学習の時間における体験活動の大切さやその指導方法などを、教員に対して指導主事が直接指導した。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止)</p>
<p>特別活動における 取組の推進 (指導1課)</p>	<p>特別活動として、よりよい人間関係や学級、学校生活をつくるために、学級、学校の課題を話し合っ解決する話し合い活動や清掃・給食などの学級で分担して行う当番活動、児童会・生徒会活動として学校内の仕事を分担して行う委員会活動、異年齢の児童によるクラブ活動などが、各学校の実態に応じて実施されるように努めた。</p>

<p>外国人ボランティア活用事業 (指導1課)</p>	<p>また、学校行事において、自然の中での集団宿泊体験やボランティア活動等を実施し、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動となるよう努めた。</p> <p>郷土愛や日本人としての誇りを持ち、積極的に国際社会に貢献できる児童生徒を育成するために、総合的な学習の時間等における外国人ボランティアの活用が図られるよう、外国人ボランティア登録者の募集をかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者数 1名 ・ボランティア派遣数(延べ人数) 0名
---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ⑤ 教育相談の充実

<p>日本語指導員派遣事業 (指導1課)</p> <p>学校における教育相談体制の充実 (総合教育相談室)</p>	<p>日本語の活用、または生活習慣において困難が伴うおそれのある帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、学校からの申請に基づき、対象となる児童生徒の在籍する市立小・中学校へ日本語指導員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣指導員数 のべ 113名 ・派遣実績 97校 196名 (小学校 70校 157人、中学校 27校 39人) <p>※決算額: 12,690千円</p> <p>全ての市立中学校・中等教育学校に「さわやか相談員」を配置するとともに、全ての市立学校において、「スクールカウンセラー」と「スクールソーシャルワーカー」を配置・派遣し、各学校の教育相談主任を中心とした相談体制の充実を図った。また、市立各教育相談室と学校との連携を密にして、児童生徒の個に応じた支援を行うとともに、組織的な支援の充実に努めた。</p>
-------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(施策の分類 3) 教職員の研修

児童、生徒の人権教育を推進するためには、教職員の果たす役割はきわめて大きく、校長をはじめ全ての教職員自らが人権意識を高めるため、日々の自己研鑽を図る必要がある。また、豊かな人権感覚を身に付けることはもとより、豊かな人間性や専門的知識・技能・幅広い教養等を基盤とする実践的な指導力や資質向上を目指した研修が求められている。

このため、児童生徒一人ひとりの人格の発達などの実態を踏まえ教職員自らの職責を自覚するとともに、各学校における教育課題を明確にし、児童、生徒一人ひとりを大切に授業ができるようにする。さらに、教職員一人ひとりの指導に関する技術、技能及び実践力の向上をさらに高められるよう、人権教育に配慮しながら教職員の幅広いニーズに対応した多様な研修の充実に努める必要がある。

施策の方向 ① 職能等に応じた研修

<p>具体的施策・事業名 (関係各課)</p>	<p>実施状況</p>
<p>国際教育主任研修会の実施 (指導1課)</p>	<p>さいたま市立小・中学校の国際教育主任を対象とした研修会を実施し、主任としての専門性の向上を図ることにより、国際教育の推進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際教育主任研修会 (内容:講演)(令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止)
<p>教職員の分野別研修の充実 (指導2課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回生徒指導主任研修会兼いじめの問題に係る研修会 生徒指導主任の年間の業務と定例調査について円滑に取り組めるよう研修を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令を受け中止とし、以下の資料を配布した。 <ul style="list-style-type: none"> 【1】生徒指導主任の年間の業務について 【2】長期欠席に係る調査について 【3】いじめに係る状況報告 【4】第3次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」について <ul style="list-style-type: none"> 参加者 小・中・高等・中等教育・特別支援学校 168名 費用 なし ・生徒指導主任研修会兼生徒指導担当者研究協議会 人事課より、懲戒と体罰について、いじめの問題に係る指導者養成研修修了者による報告を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、以下の資料を配布した。また【2】の資料は、校務用コンピューターに掲載し、校内研修等に活用してもらうよう通知した。 <ul style="list-style-type: none"> 【1】懲戒と体罰について 【2】いじめに係る対応について

	<p>参加者 小・中・高等・中等教育・特別支援学校 168 名 費用 なし</p> <p>・第 2 回生徒指導主任研修会 信頼関係に立った生徒指導の推進について講義・演習を行う予定だったが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、「信頼関係に立った生徒指導の推進について」動画配信を行い、事後アンケートを行った。 参加者 小・中・中等教育・特別支援学校 165 名 費用 なし</p> <p>・第 3 回生徒指導主任研修会 学年末における生徒指導の留意点について講義・演習を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令を受け中止とした。 参加者 小・中・中等教育・高等・特別支援学校 168 名 費用 なし</p>
<p>教職員研修の充実 (総合教育相談室)</p>	<p>児童生徒の悩みや課題に、組織的に対応できるように教育相談主任研修会を実施した。また、高度な学校カウンセリングの知識、技能、方法を習得させ、学校内及びさいたま市の教育相談の推進者として、学校カウンセリングの普及定着を進める教員の育成を図るために学校カウンセリング応用研修会を実施した。 ・教育相談主任研修会(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 資料を学校に送付) ・学校カウンセリング応用研修会(7 回 30 名参加 費用 130 千円)</p>
<p>教職員の分野別 研修の充実 (教育研究所)</p>	<p>・道徳教育研修会 道徳の効果的な指導方法について、大学教授による講義、小・中・特別支援学校教員による資料分析や学習指導案作成等の演習を実施する予定であったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>・子どもを生き生きさせる特別活動研修会 特別活動における指導のポイントについて、大学教授による講義や分科会ごとの研究協議を実施する予定であったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>・基礎から学ぼう発達障害研修会 発達障害の初歩的な知識や児童生徒へ支援方法について、大学教授による講義や疑似体験プログラム等の演習を実施する予定であったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>・教育心理・教育相談研修会 不登校やいじめに関する対応や児童生徒の適切な理解などを大学教授の講義・演習を通して具体的に学ぶ予定であったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p>
<p>教職員の経験年数 別研修の充実 (教育研究所)</p>	<p>キャリアステージに応じた資質能力の向上を目指した教職員研修の充実を図り、教職員自らが人権意識を高め、豊かな人権感覚を身に付けられるように努めた。 ・初任者研修 (令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)</p> <p>・教育経営研修 人権教育推進室指導主事を指導者に、「人権教育の現状と課題」についての講義を実施した。 日 時 令和 2 年 8 月 3 日(月) 会 場 さいたま市立教育研究所 参加者 40 名 費用 なし</p>
<p>教職員研修の充実 (人権教育推進室)</p>	<p>学校における人権教育を推進し、管理職としての役割について理解を深めるために管理職研修会を実施した。また人権教育主任を対象とした人権教育主任研修会を実施し、資質の向上に努めた。 ・管理職人権教育研修会実施(全市立学校校長対象)</p> <p>・人権教育主任研修会 2 回実施(書面開催)</p>

施策の方向 ② 各教科等を通じた研修

<p>教育研究会の活動との連携 (指導1課、教育研究所)</p>	<p>教育研究会各専門部との共催による研修会の実施を通して、教職員の資質向上を図り、人権意識の高揚に努める予定であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p><教育研究会と共催した研修会(13 専門部と共催、14 講座実施)> (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書写実技研修会 ・社会科臨地研修会 ・算数、数学科 授業づくり研修会 ・生活科・総合的な学習の時間研修会 ・これからの音楽教育を学ぶ研修会 ・ときめきアートミュージアム ・体育科、保健体育科授業づくり研修会 ・家庭科の調理と製作研修会 ・道徳教育研修会 ・理科教育臨地研修会 ・教育心理・教育相談研修会 ・ICT×教科の授業づくり研修会 ・中学校グローバル・スタディ科教師のための指導カスキルアップ講座 ・中学校技術・家庭科教員のための授業づくり研修会 <p>・さいたま市各区児童生徒美術展 令和2年11月28日(土)～令和3年3月14日(日)のうち14日間 ・さいたま市小・中学校合同音楽会 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止</p>
<p>各教科等指導法研修会 (指導1課、教育研究所)</p>	<p>一人ひとり子どもたちに、きめ細かな個に応じた指導を行うため各教科等研修を実施した。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校体育実技指導者講習会 ・グローバル・スタディ科主任研修会 ・道徳教育研究協議会 ・特別活動研究協議会 <p>教育研究所教職員研修会 教職員研修事業 1,501千円</p> <p><年次研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修 299名 16日間 ・5年経験者研修 214名 4日間 (保育・幼児教育・療育体験研修のみ令和3年度に繰越) ・中堅教諭等資質向上研修 155名 8日間 ・初めて教職に就く臨時的任用教員研修 141名 5日間 <p><年次研修以外の研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全58講座 延べ1,492名が参加 教育経営研修 プログラミング教育・コアティーチャー研修会 教育の情報化推進教員研修 <p>(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 名人に学ぼう研修会【国語編】 名人に学ぼう研修会【算数編】 社会科好きな子どもを育てる授業づくりの基礎・基本研修会 観察・実験実技研修会 アクティブに学ぼう！日本の音楽授業づくり研修会 わくわく造形研修会 運動好きの児童をはぐむ学校体育を考える研修会、 子どもを生き生きさせる特別活動研修会 中学校グローバル・スタディ科指導方法研修会 等 <p><学習状況調査の活用にて特化した研修会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習状況調査研修会 <p>日時 第1回 令和2年度は全国学力・学習状況調査の中止に伴い、第1回研修会は中止 第2回 令和2年10月13日(火)</p> <p>会場 第2回 教育研究所</p> <p>参加者 第2回 165人</p> <p>費用 0千円</p>

	<p>・さいたま市学習状況調査の分析の仕方や調査結果を活用した指導方法の工夫改善等について、指導主事による講義や演習を行うことで、教職員の資質向上を図り、各学校の教育指導改善に向けた取組に役立てることができた。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ③ 校内における研修

<p>教職員研修の充実 (人権教育推進室)</p>	<p>学校における人権教育を推進するため、また教職員が人権について正しい理解を深めるために校内人権教育研修会を実施し、資質の向上に努めた。</p> <p>学校における研修会の充実を図るため、講師の派遣支援やビデオの貸出しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師の派遣(15回、180千円) ・指導主事等の派遣(5回) ・ビデオの貸出し(35校、延べ96本)
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[基本的課題 ②] あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権という普遍的文化を構築するためには、その主役である市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが必要です。このため、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において人権尊重の心をはぐくみ、人権意識に根ざした具体的な実践へとつながる学習を推進することが重要であることから、市民が様々な機会を通していつでも気軽に参加できる学習の場所や魅力的な情報の提供、充実を図る必要があります。

(施策の分類 1) 隣保館、集会所、男女共同参画推進センター、公民館等公共施設における人権教育・啓発

人権文化を構築していく主役は一人ひとりの市民であるが、その個人のつながりが社会を正在り上げている。その意味において、さまざまな人が集まり活動を行っている公民館等の公共施設で、参加する一人ひとりがお互いの人権を尊重しあう行動を取ることが、豊かな共生社会、人権文化の息づくまちの実現につながっている。

公民館、隣保館(三つ和会館)、集会所(五反田会館等)、男女共同参画推進センターなど市民がかかわる様々な場面で、人権についてお互いに考え話し合えるような環境を整備するとともに、日常生活の身近な問題からはじまり、人権課題に関する正しい知識を習得しながら豊かな人権感覚が身に付き、人権への配慮が態度や行動に現れ、人権問題に対して自主的に取り組むところまで市民の人権意識が高まるよう各種講座や研修会を開催する必要があります。

このため、学習機会を充実する、地域交流を推進する、自主的活動への支援の方向から事業を展開した。

施策の方向 ① 学習機会の充実

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
人権講演会 (三つ和会館)	地域住民の人権意識の高揚を図るため、講演会を開催。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
健康・生活・福祉 相談事業 (三つ和会館)	地域福祉の充実と地域住民の健康増進を図るため、ほのぼの交流会やヨガレッスンなどを実施した。
講演会開催におけ る託児の実施 (三つ和会館)	人権講演会では様々な年齢層の方を対象に開催するため、多くの方が参加できるよう託児を実施。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
男女共同参画関連 講座 (男女共同参画推進 センター)	男女共同参画についての意識の向上を図るために、今日的な課題やニーズを踏まえながら講座、講演会を開催した。 ・主催講座・講演会回数 48回 ・主催講座・講演会講師謝礼 1,215千円
DV防止セミナー (男女共同参画推 進センター)	ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶の道を探るために「DV防止セミナー」をオンラインで開催し、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図った。 ・実施回数 1回 ・講師謝礼 150千円
子育て支援センター 事業 (子育て支援政策 課、保育課)	令和2年度は、単独型10か所、民間保育所併設53か所、公立保育所併設4か所の計67か所の子育て支援センター事業を実施した。 子育て支援センターでは、子育てサロンや各種講習会等の開催、面接相談、電話相談、講演会などを通じて、育児不安等についての相談指導や情報提供を行った。また、子育てサークル等の養成・支援を行った。
公民館における人 権・同和問題の理解 を図る講座 (人権教育推進室、 公民館)	市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育推進室予算で公民館主催事業として、各館が人権に関する内容で講座を開催した。 (内容:障害者・男女差別・LGBT・子どもの人権等) (生涯学習総合センター及び35館の公民館で開催 参加者765人 費用340千円)
集会所講座 (人権教育推進室)	成人講座、子ども講座等の主催事業を開催し、地域住民の交流を促進するとともに住民の人権意識の高揚に努めた。

日本語教室 (公民館)	五反田会館 ・8事業 86回 1,027人 費用 535千円
	鹿室南集会所 ・15事業 73回 562人 費用 343千円
浦和区の南箇公民館において、地域の日本語ボランティアグループの協力により、外国人を対象とする日本語教室を実施し、外国人が地域と交流する機会の提供に努めた。(年間8回 費用6千円)	

施策の方向 ② 地域交流の促進

児童センター事業 (青少年育成課)	<p>目的 児童が健全な遊びを通じて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする。</p> <p>事業内容 18か所で児童センター事業を実施し、児童福祉にかかる住民の各種ニーズに対応して、地域の児童健全育成の拠点として役割を担った。 (延べ利用者数 85,104人) (費用 委託料 584,353千円)</p>
障害児と健常児の交流、世代間交流や異年齢児交流の促進 (保育課)	<p>公立保育園と市内障害児施設との交流保育 集団の活動などを通して、同年齢の児童との交流を図り、障害のある児童のこぼれやコミュニケーションの発達を促した。 ・集団交流…保育園と施設との相互訪問を実施し交流を行った。 ・個別交流…さくら草学園等への通所児童が、保育園の遊びに参加した。</p> <p>世代間交流 保育園の中だけでは得られない世代間のふれあいを体験した。(4園) ※交流の経験を通し、保育園児の人に対する思いやりの心が育つようになる。</p>
子育て支援センター事業 (子育て支援政策課、保育課)	<p>令和2年度は、単独型10か所、民間保育所併設53か所、公立保育所併設4か所の計67か所の子育て支援センター事業を実施した。 子育て支援センターでは、子育てサロンや各種講習会等の開催、面接相談、電話相談、講演会などを通じて、育児不安等についての相談指導や情報提供を行った。また、子育てサークル等の養成・支援を行った。</p>
知的障害者との交流促進及び地域貢献活動 (七里コミュニティセンター)	<p>知的障害者との交流を図るため、七里コミュニティセンターと知的障害者授産施設である社会福祉法人ななくさ大谷作業所が合同でゴミ拾いなどの地域環境美化活動を行った。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)</p>
高齢者・サークル交流促進事業 (三つ和会館)	<p>人権問題解決の一環として地域住民や利用サークルの交流を図るため、文化祭を開催した。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)</p>

施策の方向 ③ 自主的活動への支援

集会施設の貸出し事業 (三つ和会館)	<p>文化の向上・健康増進・生きがい促進を図るため、地元を中心とした地域住民による各種サークルに施設の貸出しを行った。 (年間利用者 7,848人)</p>
人権情報誌の提供 (三つ和会館)	<p>地域住民に対し、「三つ和会館だより」の配布を行った。(発行回数 6回、うち1回は感染防止のため館外掲示のみ・発行部数 4,850部)</p>
活動場所及び情報の提供 (男女共同参画推進センター)	<p>団体の自主活動の場として、男女共同参画推進センター会議室の貸出しを行った。また、男女共同参画に関する図書・行政資料・DVD等の関係情報を収集し、提供した。</p>

子育て支援センター事業 (子育て支援政策課、保育課)	令和2年度は、単独型10か所、民間保育所併設53か所、公立保育所併設4か所の計67か所の子育て支援センター事業を実施した。 子育て支援センターでは、子育てサロンや各種講習会等の開催、面接相談、電話相談、講演会などを通じて、育児不安等についての相談指導や情報提供を行った。また、子育てサークル等の養成・支援を行った。
日本語教室の支援 (生涯学習総合センター、公民館、観光国際課)	生涯学習総合センター及び地区公民館9館(植竹、桜木、大宮中部、七里、春岡、土合、岸町、南筒、大久保東)において、外国人に対する日本語講座を実施する市民団体に対し、優先的に施設の貸出しをし、外国人が日本語を学習する機会の提供に努めた。

(施策の分類 2) 社会教育関係団体における人権教育・啓発

社会教育活動に従事する人々や関係団体の構成員に対しては、各人の自発的な意思に基づき学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に人権講座の開設や交流活動など、多様な学習機会を提供しなければならない。また、日常生活の身近なところで人権意識に根ざした具体的な行動や実践ができるような指導者を育成することも必要である。

そのため、地域のPTA団体や青少年団体等の社会教育団体との連携を密にしつつ、指導者の人権意識の高揚、各種団体への支援システムの整備、指導者の育成の方向から事業を実施した。

施策の方向 ① 指導者の人権意識の高揚

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
人権啓発講演会 (人権政策・男女共同参画課・人権教育推進室)	本市、本市教育委員会及び本市PTA協議会の主催により、人権啓発講演会を開催し、人権問題の理解や人権意識の高揚を図るための講演と学校教育活動で児童生徒から募集した人権標語・人権作文の最優秀作品の紹介と教育長メッセージ動画の配信を行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催 ・参加者 302人

施策の方向 ② 支援システムの整備

男女共同参画推進団体連絡協議会運営 (男女共同参画推進センター)	「第20回 女・男フェスタさいたま」をオンラインで開催した。
男女共同参画推進市民企画講座の実施 (男女共同参画推進センター)	市民の活動及び交流の支援事業として、様々な分野で活動している団体に、講座の企画・運営を経験する機会を提供し、男女共同参画のまちづくりを推進することを目的とした、男女共同参画推進市民企画講座を実施した。
人権教育指導者派遣 (人権教育推進室)	各種団体が開催する研修会等に指導者を派遣することにより、地域住民の自主的な人権学習を援助し、地域における住民の人権教育・啓発活動の支援に努めた。 ・中央区内自治会 人権教育推進室職員による講話と人権教育・啓発DVDの上映。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
障害者の権利の擁護に関する委員会の運営 (障害政策課)	「障害者の権利の擁護に関する委員会の運営」 令和2年度は2回開催し、障害者差別の解消に関する課題の整理や今後の取組等の検討を行った。
高齢・障害者権利擁護センターの運営 (高齢福祉課)	高齢・障害者権利擁護センターにおいて、第三者の後見人として活動することを希望する市民に対して、後見人業務にかかる知識を身につけるための市民後見人の養成講座を実施した。

地域自立支援協議会の運営 (障害支援課)	令和2年度地域自立支援協議会は、本協議会、4つの専門部会及び地域部会で構成され、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備、障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議した。 【開催数】 ・本協議会:3回 ・地域生活支援部会:2回…精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築について ・障害者虐待防止部会:2回…障害者虐待について ・相談支援部会:2回…障害者相談支援体制について ・子ども部会:2回…医療的ケア児について ・地域部会:岩槻区2回、中央区1回…区における課題・連携強化について
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ③ 指導者の育成

社会教育関係職員研修の充実 (人権教育推進室)	社会教育における人権教育を一層推進するために、公民館職員を対象に研修会を実施し、人権教育の充実に努めた。
----------------------------	------------------------------------------------------

(施策の分類 3) 家庭・地域における人権教育・啓発

人権が共存する地域社会を実現するためには、家庭においては、市民一人ひとりが人権尊重を基調とした家庭教育を充実させたり、日常生活の中で発生するさまざまな人権問題に気づくような鋭い人権感覚を身に付けたりすることが大切である。とりわけ、子どもにとって家庭は、人間形成に大きな影響を及ぼすだけでなく、基本的な生活習慣を身に付けたり、家族との交流の中から人権問題に対する正しい知識を身に付けたりする重要な場である。

一方で、地域社会においては、人間同士の交流を通して人権問題に関するさまざまな情報の中から正しい知識を習得したり、自分で考え判断して行動したりすることが必要である。

そのため、家庭や地域等のあらゆる場面において自分の人権はもとより、他の人たちの人権をも尊重する精神をはぐくんだり、人権意識に根ざした具体的な行動に結びついたりするような学習機会を提供していく必要がある。

そのために、社会参画の促進、教育力の向上、指導者の育成、自主的活動の支援の方向から各種の事業を実施した。

施策の方向 ① 社会参画の促進

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
男女共同参画関連講座 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画についての意識の向上を図るために、今日的な課題やニーズを踏まえながら講座、講演会を開催した。 ・主催講座・講演会回数 48回 ・主催講座・講演会講師謝礼 1,215千円
男女共同参画週間記念事業 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画社会の理解を深めるために「男女共同参画週間記念事業」を開催し、「『STAY HOME』でも学べるジェンダー平等ミニ講座」と題してオンライン講演会を開催した。 ・実施回数 4回 ・講師謝礼 85千円
DV防止セミナー (男女共同参画推進センター)	ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶の道を探るために「DV防止セミナー」をオンラインで開催し、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図った。 ・実施回数 1回 ・講師謝礼 150千円
情報誌等の発行 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌を年2回発行、市の公共施設等に配布し、人権の視点にたった男女共同参画の意識づくりを進めた。男女共同参画推進センターで実施している事業を紹介する広報誌と合わせて発行、配布した。 ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」 (延べ84,000部、1,894千円)
高齢者社会参画事業の充実 (高齢福祉課)	シニアユニバーシティの開校 高齢者の方に生涯学習の一環として、社会変化に対応する能力と心身の健康を培い、また、積極的な社会参加と学生間の親睦と交流を図ることにより生きがいを高めることを目的にさいたま市シニアユニバーシティを開催した。 令和2年度卒業生 518人

	<p>大学 北浦和校 69人 東浦和校 40人 中央校 18人 大宮校 71人 北大宮校 22人 岩槻校 15人</p> <p>大学院 北浦和校 70人 東浦和校 48人 中央校 22人 大宮校 56人 北大宮校 21人 岩槻校 24人 福祉専修科 24人 音楽専修科 8人 IT専修科 10人</p> <p>【費用】 事業費総額 19,189千円</p>
<p>障害者スポーツ教室の開催 (障害政策課)</p>	<p>セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)の運営 中高年齢層の市民が継続して社会参加することを支援し、その活力の地域社会への還元促進を目的として、ボランティア、就労、生涯学習等の情報を集約して発信する「セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)」を運営しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 787件 <p>【費用】 16,536千円</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流等を図り、社会参加及び障害者スポーツ振興を促進するため、障害者スポーツ教室を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施競技：ソフトボール、フライングディスク、ボッチャ、陸上、サッカー ※フライングディスク及びサッカーは2回実施。その他の競技は1回実施。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、水泳・野球・バスケットボール・卓球/バレー・ボウリング・一般卓球・バレーボールについては中止とした。 ・延参加者：85名 ・事業費：698千円(業務委託)
<p>誰もが共に暮らすための市民会議の開催 (障害政策課)</p>	<p>誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)に基づき、障害者施策について市民が意見交換を行う市民会議を設置している。令和2年度は3回開催(うち2回は書面開催)し、意見を取りまとめて障害者政策委員会に報告した。</p> <p>【開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延参加者：82名 ・テーマ：障害者総合支援計画の達成状況について 次期障害者総合支援計画について コロナ禍において生じた困りごとについて
<p>手話通訳者及び要約筆記者の派遣 (障害支援課)</p>	<p>《事業目的》 聴覚、音声又は言語機能障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、その福祉の増進を図る。(社会福祉協議会への委託事業)</p> <p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育、啓発に関する行事に聴覚障害者等も参加できるよう、手話通訳者の派遣を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進した。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣件数0件) ・小、中学校等に対しては、聴覚障害者等の実情を理解してもらうため、総合的学習に手話通訳者の派遣を行い、聴覚障害者の生活及び手話通訳の必要性についての説明等を行った。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣件数0件) <p>64,465千円〔手話通訳者及び要約筆記者派遣事業業務委託料〕</p>
<p>精神障害者の地域移行・地域定着支援事業 (障害支援課)</p>	<p>精神科病院に入院中の精神障害者のうち、地域での受け入れ条件が整えば退院可能な人々に対して支援を行い、自立した地域生活を可能とするために、地域移行・地域定着支援の体制を整備する。</p> <p>地域自立支援協議会の地域生活支援部会に加え、医療と福祉を繋ぐ機関連携の柱である、各関係機関の実務担当者から構成される「地域移行・地域定着支援連絡会」において、市内の病院に長期入院している精神障害者の中から重点的に地域移行・地域定着支援を行う対象者を選定し、今後の支援の方向性について検討した。</p> <p>また、長期入院者の現況把握のために、精神科病院への訪問調査を行った。</p> <p>第1回地域生活支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和2年8月26日 ・議題：さいたま市精神障害者訪問支援(アウトリーチ)モデル事業について 等 <p>第2回地域生活支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：書面開催 ・議題：令和2年度さいたま市精神障害者訪問支援(アウトリーチ)モデル事業報告 等

	<p>第1回地域移行・地域定着支援連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日:令和3年3月18日 ・議題:今年度の状況について 等
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ② 教育力の向上

<p>情報誌等の発行 (男女共同参画推進センター)</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向け、情報誌を年2回発行、市の公共施設等に配布し、人権の視点にたった男女共同参画の意識づくりを進めた。男女共同参画推進センターで実施している事業を紹介する広報誌と合わせて発行、配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」 (延べ 84,000 部、1,894 千円)
<p>男女共同参画関連講座 (男女共同参画推進センター)</p>	<p>男女共同参画についての意識の向上を図るために、今日的な課題やニーズを踏まえながら講座、講演会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催講座・講演会回数 48 回 ・主催講座・講演会講師謝礼 1,215 千円
<p>公民館事業の充実 (公民館)</p>	<p>公民館において、生きがい健康づくり教室などの各種講座を実施し、その中で人権意識の高揚に努めた。</p>
<p>家庭教育学級 (公民館)</p>	<p>公民館において、家庭教育学級を実施し、その中で人権意識の高揚に努めた。</p>

施策の方向 ③ 指導者の育成

<p>人権擁護委員活動の支援 (人権政策・男女共同参画課)</p>	<p>人権擁護委員が行う人権相談や啓発活動の支援を行うことにより、地域における人権意識の高揚や普及啓発に努めた。</p>
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------

施策の方向 ④ 自主的活動への支援

<p>男女共同参画推進団体連絡協議会運営 (男女共同参画推進センター)</p>	<p>「第20回 女・男フェスタさいたま」をオンラインで開催した。</p>
<p>男女共同参画推進市民企画講座の実施 (男女共同参画推進センター)</p>	<p>市民の活動及び交流の支援事業として、様々な分野で活動している団体に、講座の企画・運営を経験する機会を提供し、男女共同参画のまちづくりを推進することを目的とした、男女共同参画推進市民企画講座を実施した。</p>
<p>自主的グループ育成への支援の促進 (保育課)</p>	<p>公立保育所併設4か所、民間保育所併設53か所で子育て支援センター事業を実施し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や、子育て家庭の交流の場を設置、子育て支援に関する講習等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援に努めた。</p> <p>また、地域の子育てサークルの活動に対して、出張講師事業や、備品の貸し出しを行うなど、地域の子育て活動者等との連携や、活動者等を支援することにより、地域の子育て力を高める取り組みを行った。</p> <p>(費用 261,854 千円)</p>
<p>自主的運動団体への助成 (人権政策・男女共同参画課)</p>	<p>部落差別解消を目指す活動をしている民間運動団体が行う啓発事業・調査研究等の内で、行政の啓発活動に効果的であると認められたものに対して支援を行った。</p>

学習資料・教材の提供 (人権政策・男女共同参画課)	各種サークルやグループ等で人権問題研修を行う場合の支援として、啓発効果を高めるために作成した同和問題啓発冊子・人権啓発パンフレット等を提供した。
人権擁護活動への支援 (人権政策・男女共同参画課)	法務局や人権擁護委員との連携を密に取り合いながら、人権相談や人権啓発などの様々な人権擁護活動に対し人的な援助を積極的に行い、併せて人権擁護委員の組織運営が円滑に行えるよう協議会や部会に対する助成を行った。 ・市報・ホームページへ人権相談開設案内の掲載(令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため人権相談は中止) ・人権啓発活動の支援 ・人権作文コンテスト等の支援(令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため人権作文コンテストは中止) ・人権相談の運営事務の支援(令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため人権相談は中止)
子育て支援センター事業 (子育て支援政策課、保育課)	令和2年度は、単独型10か所、民間保育所併設53か所、公立保育所併設4か所の計67か所の子育て支援センター事業を実施した。 子育て支援センターでは、子育てサロンや各種講習会等の開催、面接相談、電話相談、講演会などを通じて、育児不安等についての相談指導や情報提供を行った。また、子育てサークル等の養成・支援を行った。

(施策の分類 4) 企業における人権教育・啓発

企業は、営業活動を通して、地域や市民と深い関わりがあり、市民生活に大きな影響を持っている。企業活動を展開するうえで社会との関わりも深く、基本的人権が尊重される豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任を負っている。

すべての人々の就職機会の均等を確保するための公正な採用選考はもとより、配置・昇進や企業内における基本的人権の尊重をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、地球環境の保全等であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

様々な人権問題についての社内研修を計画的に実施して、それぞれの職場で社員・従業員一人ひとりの人権が尊重され、明るく働きやすい職場を実現することが求められている。

その実現のためには、公共職業安定所や埼玉労働局などと連携し「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「高齢者雇用促進法」「障害者雇用促進法」などの法制度の周知に努めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員を設置している企業はもとより、金融、保険業など多くの企業に参加を呼びかけ、定期的な研修を実施していく必要がある。

また、企業自らが社内の人権意識の高揚を図る企業内研修を積極的に推進できるよう、講師の派遣・紹介や研修費用の一部補助等の支援施策を実施するとともに、より効果的な研修となるように啓発冊子や資料、情報の提供も行っていく必要がある。

そのため、企業研修会の推進、企業内啓発活動への支援、事業主に対する職場環境整備等の働きかけの方向から各種事業を実施した。

施策の方向 ① 企業研修会の推進

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
企業トップクラス&公正採用選考人権啓発推進員研修会 (人権政策・男女共同参画課)	公共職業安定所が開催する、公正な採用選考システムの確立を図るための研修に名義後援を行った。 ・大宮公共職業安定所開催(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合形式の研修は実施されず、後援依頼がなかった) ・浦和公共職業安定所開催(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合形式の研修は実施されず、後援依頼がなかった)
市内企業等の人権問題研修会 (人権政策・男女共同参画課)	大宮・浦和公共職業安定所及びさいたま商工会議所の後援で、市内企業等を対象に人権問題研修会を実施し、各種人権問題が企業自らの課題として定着し、職場や地域社会の中で差別をなくすよう啓発に努めた。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催) 参加者 655人
企業内研修会への講師派遣 (人権政策・男女共同参画課)	企業内で行われる人権問題の研修に対して講師を派遣し、企業内部での人権問題の啓発に努めた。

施策の方向 ② 企業内啓発活動への支援

企業内研修講師・資料等の支援 (人権政策・男女共同参画課)	市内の企業が自主的に開催する企業内人権問題研修等の支援として、講師の紹介・派遣に努めたほか、同和問題啓発冊子・人権啓発パンフレット等の提供に努めた。
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ③ 事業主に対する職場環境整備等の働きかけ

ワーク・ライフ・バランスの出前講座 (男女共同参画推進センター)	個々の事業所が多様な人材を活かし、活力ある社会を築くため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を目的として、出前講座を実施した。 ・実施回数 1回 ・講師謝礼 20千円
男女共同参画推進事業者表彰 (男女共同参画推進センター)	ワーク・ライフ・バランスなど男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる従業員数300人以下の市内事業者を募集し、選考の上、2事業者を「男女共同参画推進事業者」として表彰した。 表彰式及び表彰事業者の取組事例を市ホームページや男女共同参画社会情報誌「You&Me ～夢～」、「第20回 女・男(ひと・ひと)フェスタさいたま」(オンライン開催)のコンテンツに掲載した。
高齢者・障害者等の雇用の促進 (労働政策課)	(公社)埼玉県雇用開発協会を通じ、高齢者・障害者等の雇用に関する啓発や広報活動などを行った。 (費用 負担金 15千円)
男女共同参画の促進 (労働政策課)	労働関連法の理解促進を図るために労働ガイドブック「働く人の支援ガイド」を作成し、職場のハラスメントや働き方改革等について掲載した。 ・作成部数 8,000部 ・主な配布先 市内公立高校3年生、各区役所、各公民館等 (費用 委託料 871千円)
働く人の支援講座の開催 (労働政策課)	関連機関から送付された「働く女性応援講座」等に関するリーフレットを窓口に設置するなど、就業の場における男女共同参画の普及・啓発に努めた。
企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (労働政策課)	労働問題及び社会経済問題に対する正しい理解と認識を深め、勤労者の福祉の向上と健全な労使関係の確立を図るために実施。 ・基礎から学ぶ労務実務コース 全5日の講座を2回開催 (1) 開催日 令和2年10月13日・20日・27日、11月10日・17日 テーマ 働く人が押さえておきたい労働に関する基礎知識 会場 浦和コミュニティセンター 受講者 延べ75人
(労働政策課)	(2) 開催日 令和2年11月24日、12月1日・8日・15日・22日 テーマ 健やかに働き続けるための労働に関する知識 会場 大宮ソニックシティ 受講者 延べ130人
(労働政策課)	・労務実務ステップアップコース 3回開催 (1) 開催日 令和3年1月13日 テーマ 女性活用の課題とその解決方法 会場 浦和コミュニティセンター 受講者 7人
(労働政策課)	(2) 開催日 令和3年1月15日 テーマ 働き方改革関連法規への対応方法について 会場 大宮ソニックシティ 受講者 12人

<p>高齢者の雇用の促進 (高齢福祉課)</p> <p>県央障害者地域就職面接会 (障害支援課、労働政策課、障害者総合支援センター)</p> <p>ノーマライゼーション条例の周知・啓発 (障害政策課)</p>	<p>(3) 開催日 令和3年1月20日 テーマ パワーハラスメント・セクシャルハラスメント問題への対応とその解決方法 会場 浦和コミュニティセンター 受講者 14人</p> <p>(費用 委託料 2,618千円の内数)</p> <p>臨時的かつ短期的な就業の機会を提供するシルバー人材センターを支援することで、高齢者の就業の促進と高齢者福祉の向上を図るとともに、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金 177,209千円 ・運転資金貸付金 150,000千円 ・会員登録数 4,841人 <p>(実施状況) さいたま市域を管轄する、大宮・浦和のハローワーク(公共職業安定所)、大宮地区雇用対策協会、浦和与野雇用対策協会、埼玉労働局、埼玉県、の共催により、大宮ソニックシティで開催。</p> <p>(内容・費用) さいたま市も名義後援し、障害のある方々の職業的自立意欲の喚起と事業主の理解と関心を深めるため、当日の面接会には職員と手話通訳者を派遣。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>障害を理由とする差別の解消や虐待の禁止に関するパンフレットを作成し、関係機関等に配布した。 ・10,761部</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[基本的課題 ③] 特に人権と関わりの深い者に対する人権教育・啓発の推進

特に人権擁護に深く関わりを持つ職業に従事する職員、関係者等においては、さらに人権問題を正しく理解し、それぞれの立場において適切な対応をする必要があります。このため、職員、関係者等一人ひとりが確かな人権感覚を身につけ、人権意識に根ざした具体的な実践ができるよう、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

(施策の分類 1) 市職員

全体の奉仕者である市職員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権尊重を理解し、人権に配慮した施策を推進する必要がありますだけでなく、啓発に当たっては指導的役割を担うことが求められている。

このため、すべての職員があらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めて人権感覚を身に付け、各職場における日常業務を通じて問題解決に向けた態度や行動が実践できるように、職種別研修の充実、職員派遣研修の充実、人材の育成の方向から各種研修を実施した。

施策の方向 ① 職種別研修

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
各種人権問題に対する研修の充実 (人材育成課、人権政策・男女共同参画課)	<p>職員として、人権問題についての正しい知識を習得し、理解することによって、人権問題の早期解決に寄与するために次の研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題研修 各課(所)の所属長から推薦された職員を対象に、「暮らしの中の人権感覚」及び「私たちの人権・さいたま市職員として心がけてほしいこと」をテーマに自己学習を実施し、様々な人権問題に対する心構えや、今後の対策を学ぶことにより、人権意識の向上を図った。 修了者 200名 費用 0千円 ・新規採用研修前期課程(4月、10月) 新規採用職員を対象に実施した研修カリキュラムの中で、「人権問題」についての研修を自己学習で実施し、人権の意味を理解し、様々な人権侵害に対する正しい認識と問題解決の考え方を学ぶことにより、人権意識の高揚を図った。 修了者 309名(4月・277名、10月・32名)
男女共同参画職員研修 (男女共同参画推進センター)	<p>男女共同参画のまちづくりに向けた課題に対する理解と認識を一層深めることを目的として、全庁の各所属の職員を対象とした職員研修を実施した。(パワーポイント資料等による講義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者 388名 費用 80千円
男女共同参画職員ハンドブックによる啓発 (男女共同参画推進センター)	<p>男女共同参画社会の実現に向け、市職員が正しい理解のもと業務に取り組むことができるよう、市職員向けの「男女共同参画職員ハンドブック」を作成した。 新規採用職員に配布するとともに、全職員が常時閲覧できるよう、職員用情報システムにハンドブックのデータを保存し、全庁掲示板により周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成部数 1,300部
職種別に必要な研修の充実 (福祉総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所職員等研修 経験の浅い福祉事務所の職員等を対象に、福祉業務を行うための基礎知識や相談援助、ケースカンファレンスなどの初任者向けの研修を実施した。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
(生活福祉課)	<p>生活保護の相談に訪れる方への対応や生活保護受給者に対して指導援助を行なうに当たり、生活保護法の基礎知識の習得に併せ、生活保護受給者等への態度、接し方等について研修を実施した。 また、生活困窮者からの相談への対応に当たり、生活困窮者自立支援法の基礎知識の習得に併せ、相談者への態度、接し方等について研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任現業員研修会(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催) ・新任査察指導員研修会(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催) ・医療・介護事務担当者研修会(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ・生活困窮者相談支援員研修会(3日間・参加者延べ30名) <p>いずれの研修会も費用の発生なし。</p>

施策の方向 ② 職員派遣研修の充実

各種研修会・講演会等への職員の参加 (人権政策・男女共同参画課・人権教育推進室)	様々な人権問題の解決のため、確かな人権感覚を身に付けて、各職場で適切な対応ができるよう資質向上を目指して、各種研修会や研究集会に関係職員を派遣した。
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ③ 人材の育成

各種研究集会・指導者養成講座等への職員の派遣 (人権政策・男女共同参画課・人権教育推進室)	様々な人権教育・啓発推進に携わる関係職員が、確かな人権感覚を身に付け、具体的な実践で適切な対応ができるよう、資質向上を目指して各種研修会や研究集会に関係職員を派遣し、人材の育成に努めた。
聴覚障害の理解と手話技術の習得 (人材育成課、障害支援課)	<p>・手話研修</p> <p>受講を希望し、所属長から推薦された職員を対象に、市聴覚障害者協会及び市手話通訳問題研究会の講師による実技研修・講演会を通して、手話を学習するとともに、聴覚障害者への理解と人権意識の向上を図った。ただし、全8回(実技指導7回・講演会1回)を予定していたが、第1回(実技指導・32名受講)終了後、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令を受け、中止した。</p> <p>参加者 実技研修 32名、費用 56千円</p>

(施策の分類 2) 学校教育関係者

21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心を育成する人権教育の推進を図るためには、教育活動に携わるすべての人がそれぞれの学校などで児童・生徒の現状や課題を理解し、様々な教育実践を人権尊重の視点から総合的に見直していくことが求められている。そのために、自らの人権意識を高めるため自己研鑽はもとより、各種研修会等に参加することで、自らの資質の向上に努める必要がある。

そこで市では、教職員一人ひとりが指導方法の改善や充実が図られるよう、人権教育を視点に置いた内容、方法等を具体的かつ明確にするなど創意工夫した校内研修等を推進し、児童・生徒の教育実践に生かせるよう、指導主事等に対する研修の充実、教職員派遣研修の充実の方向から各種事業を実施した。

施策の方向 ① 指導主事等に対する研修の充実

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
子ども虐待防止フォーラム (子ども家庭総合センター総務課、人権教育推進室)	深刻な社会問題となっている児童虐待に的確に対処するために、幼稚園、保育園、小・中学校等の子育て支援関係者が、児童虐待の早期発見・早期対応等の適切な支援方法を学ぶ場として、子ども家庭総合センターで開催し、子育て支援関係課所の市職員等(33名)が参加した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回参加をお願いできなかった小・中学校、特別支援学校教諭等を対象に、講演時に撮影した映像(DVD)の貸出を行った。
各種研修会、研究会の充実 (人権教育推進室)	各学校における人権教育を一層推進するために、担当指導主事等が各種研修会・研究会などに参加して資質の向上に努めた。

施策の方向 ② 教職員派遣研修の充実

各種研修会への教職員参加 (人権教育推進室)	各学校における人権教育を一層推進するために、人権教育主任等が各種研修会・研究会などに参加して資質の向上に努めた。
---------------------------	----------------------------------------------------------

(施策の分類 3) 社会教育関係者

人権尊重意識にあふれた地域社会を築くためには、市民一人ひとりが人権問題を自分の問題として捉え、常に人権感覚を持って行動する必要がある。そのため、公民館などにおいて、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する研修の助言、指導に当たる社会教育主事をはじめとした社会教育関係者には、確かな人権感覚や人権意識に根ざした具体的な行動ができる資質が求められる。

また、地域を基盤に活動している社会教育団体にも、人権が尊重される地域社会づくりに対する役割が求められる。

これらの実現のために、人権に関する理解や認識をより一層深め、人権教育の指導者としての研鑽が積めるよう、社会教育関係職員に対する研修の充実、職員派遣研修の充実の方向から各種事業を実施した。

施策の方向 ① 社会教育関係職員に対する研修の充実

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
社会教育関係職員研修の充実 (人権教育推進室)	社会教育における人権教育を一層推進するために、公民館職員を対象に研修会を実施し、人権教育の充実に努めた。
公民館職員研修 (生涯学習総合センター)	公民館新任職員基礎研修にて、人権講座の実施方法について学ぶ『公民館における人権教育推進事業「人権・同和問題の理解を図る講座」の実施について』を実施し、人権的視点をもった事業の推進に努めた。

施策の方向 ② 職員派遣研修の充実

各種研修会等への社会教育関係職員参加 (人権教育推進室)	人権教育・啓発を一層推進するため、各種講演会・研修会・研究会等へ社会教育関係職員を派遣して資質の向上に努めた。
人権教育担当者研修会への参加 (人権教育推進室)	人権教育を一層推進するために、人権教育担当者が各種研修会・研究会等に参加し、人権教育の充実に努めた。

(施策の分類 4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、保護司、ホームヘルパー、介護福祉士、保育士などの福祉関係者は、地域にあって日常的に福祉にかかわり、各種の福祉施設や要介護者の家庭における介護をはじめとした、様々な人々の個人生活に直接触れながら活動を行っている。そのため、その職務の遂行に当たっては人間の尊厳と個人のプライバシーの保護に十分配慮し、人権意識に立脚した判断力と行動力が求められている。

市では、これら福祉関係者に対する人権教育を充実させるとともに、研修会への取り組みを働きかけるため、民生・児童委員等の研修の充実、社会福祉主事等に対する研修の充実などの方向から各種事業を実施した。

施策の方向 ① 民生委員・児童委員等の研修の充実

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
民生委員・児童委員研修の充実 (福祉総務課)	<p>民生委員法第18条に基づき本市が、民生委員・児童委員全員を対象とし、経験年数等による計画的な研修を実施した。</p> <p>なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により通信形式により実施した。</p> <p>① 民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅰ 【テーマ】「個人情報の利用と保護～民生委員・児童委員活動の充実のために～」 【実施期間】令和2年8～11月 【参加者】96名</p> <p>② 民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅱ 【テーマ】「成年後見制度の理解」 【実施期間】令和2年8～11月 【参加者】193名</p>

	<p>③ 民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅲ 【テーマ】「伝え方に磨きをかける コミュニケーションスキルアップ研修」 【実施期間】令和2年11月～令和3年2月 【参加者】188名</p> <p>④ 主任児童委員研修 【テーマ】「児童虐待を防ぐために私たちにできること」 【実施期間】令和2年11月～令和3年2月 【参加者】96名</p> <p>⑤ 新任民生委員・児童委員、主任児童委員研修 【テーマ】「民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動の意義と支援の基本を学ぶ」 【実施期間】令和2年12月～令和3年3月 【参加者】62名</p> <p>⑥ 民生委員・児童委員協議会会長・副会長研修 【テーマ】「民児協の会長・副会長に求められるリーダーシップ」 【実施期間】令和2年12月～令和3年3月 【対象者】132名</p> <p>① から⑥の委託費【734千円】</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ② 社会福祉主事等に対する研修の充実

<p>プライバシー保護 配慮の充実 (福祉総務課)</p>	<p>社会福祉法等の学習を通じ、人権意識を醸成し、社会福祉事業に精通した職員を育成するため、社会福祉主事資格認定通信課程研修を本市福祉事務所の職員15名が受講した。 (費用[旅費及び負担金] 1,053千円)</p>
---------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ③ 施設利用者の人権に配慮した関わり

<p>施設職員向けに 子どもの人権教育の 充実 (子ども家庭支援課)</p>	<p>施設利用者の人権を尊重し各々の特性に配慮した支援を実施するため、子どもケアホームに従事する職員を対象に課内研修を実施し知識の向上に努めた。</p>
<p>施設利用の子ども 向けに子どもの人権 教育の啓発 (子ども家庭支援課)</p>	<p>子どもケアホーム利用児童を対象に、自己と他者を尊重し、安心安全に生活することができるように「境界線の種類」や「パーソナルスペース」等についてプログラムを実施した。</p>

(施策の分類 5) 保健、医療関係者

病院や診療所などにおいて医療業務に携わる医師、看護師、医療技術者等や、市民の健康に関する相談や訪問指導などを行う保健師などの医療関係者は、市民の健康と生命を守ることを使命とし、その業務を通じて個人の生活に深く関わっているため、個人としての尊厳を尊重することはもとより、病歴や相談内容の個人情報やプライバシーの保護に努めるなど、人権に対してきめ細かい配慮が必要である。

このため、保健、医療に携わるすべての関係者が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の一層の向上が図れるよう、保健、医療関係者等の人権意識の高揚という方向から各種事業を実施した。

施策の方向 ① 保健、医療関係者等の人権意識の高揚

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
講演会—看護における倫理の理解— (市立病院看護部)	<p>(目的) 医療現場において看護職員が直面する倫理の問題や、患者のプライバシー保護、患者の権利について理解し、「よりよい看護のあり方」を目指す。</p> <p>(事業内容) 専門職としての看護を成り立たせている根幹である看護倫理について、看護の現場で求められる倫理の基礎を中心に事例などを交えた講演会を開催した。コロナ禍において、参加人数の制限及び外部講師との調整を行いweb研修へ変更した。また、eラーニングを併用し、事例を分析した。 【実施日】令和2年9月2日(水)、11月12日(木)、12月10日(木)、3月中 【会場】市立病院 【対象者】看護職員 【参加者数】98名 (費用)100千円 (効果)看護師としての基本的姿勢を理解し、日常ケアにおける倫理的配慮に繋がられている。</p>

(施策の分類 6) マスメディア関係者

情報化社会の進展が著しい中、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットからの情報は、市民生活を送るうえで必要不可欠な部分が多く、人々の意識の形成に大きな影響力を持っている。このため、マスメディアに従事する関係者は、人権尊重の社会を形成するうえで重要な役割を担っており、人権感覚に視点を置いた取材活動や情報の提供、管理が求められている。

施策の方向 ① 人権尊重意識に視点を置いた教育の支援

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
人権教育・啓発の理解と認識への支援 (人権政策・男女共同参画課)	<p>人権問題にかかわる情報の提供などにより、人権問題に対するより一層の理解が図られるよう努めた。</p>
情報誌・広報誌による啓発 (男女共同参画推進センター)	<p>男女共同参画社会の実現に向け、情報誌を年2回発行、市の公共施設等に配布し、人権の視点にたった男女共同参画の意識づくりを進めた。男女共同参画推進センターで実施している事業を紹介する広報誌と合わせて発行、配布した。 ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」 (延べ84,000部、1,894千円)</p>

[基本的課題 ④] 地域に密着したきめ細かい啓発活動の推進

市民一人ひとりが啓発活動の内容を十分認識し、その意義を理解することによって啓発効果はより大きな期待がもてることから、幼児期から高齢者に至る幅広い市民を対象にそれぞれのライフサイクルに応じ、総合的に捉えて効果的に推進する必要があります。

このため、日常生活のなかで人権との関わりを自覚できるよう身近な具体例を取り上げたり、表現や内容をわかりやすくしたり、参加者同士が自由に意見交換できるように、それぞれの地域に密着したきめ細かい啓発活動を推進していく必要があります。

(施策の分類 1) 学習環境の整備

人権教育を効果的に推進するには、人権教育を生涯学習(自発的意思に基づき様々な学習機会を捉えて自由に取り組みながら自己の成長を図るもの)の中に位置づけて進めることが望ましい。

そのための身近な施設として、公民館や図書館、隣保館などが生涯学習の拠点として大きな役割を担って活動を展開しているが、全市民がいつでも、どこでも学べるよう、学習環境の整備をさらに進める必要があるため、各種学習施設の環境整備、人権学習センターの整備、人権教育推進組織の整備充実の各方向から各種事業を実施した。

施策の方向 ① 各種学習施設の環境整備

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
男女共同参画推進センター等管理運営事業 (男女共同参画推進センター)	さいたま市における男女共同参画社会の実現に向けた具体的施策を推進していく拠点施設として設置されており、下記の事業展開を行った。 ①企画推進事業 ②相談事業 ③情報収集・提供事業 ④学習・研修事業 ⑤団体活動・交流支援事業 ⑥調査・研究事業
公民館管理運営事業 (公民館)	市内 35 公民館において、人権・同和問題に関する講座を実施し、人権について学ぶ機会を提供した。
隣保館・集会所の整備 (人権政策・男女共同参画課・人権教育推進室)	住民の福祉の向上や人権教育・啓発のための地域住民交流の拠点となっている隣保館及び集会所が利用しやすいように、施設等の整備に努めた。

施策の方向 ② 人権学習センターの整備

人権学習の拠点施設の整備 (人権政策・男女共同参画課・人権教育推進室)	住民の福祉の向上や人権教育・啓発のための地域住民交流の拠点となっている隣保館及び集会所が、人権問題の学習施設として効果的かつ有効に利用されるよう、館内外の環境整備の充実に努めた。
----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ③ 人権教育推進組織の整備充実

人権教育推進組織の整備充実 (人権教育推進室)	人権・同和教育の振興・充実を図り、同和問題をはじめとする人権問題を解決するために、「さいたま市人権教育推進協議会」を設置し、行政・教育・民間団体から選出された委員と共に、人権教育の推進に努めた。 また、同和教育に関する専門的な調査、研究を図るために、同和教育部会を設置して、人権・同和教育のより一層の推進に努めた。 ・定例会議(1回:書面開催) ・啓発品(「クリアファイル」)の作成、配布
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(施策の分類 2) 効果的な啓発方法の研究、開発

効果的な啓発を推進するには、学校や地域、職場を通じた取り組みの中で積み上げられた内容を踏まえながら、市民が主体的に啓発に取り組めるよう、発達段階に応じた啓発手法や、感性に訴える手法等を開発することが重要である。

具体的には、日常生活の中で人権との関わりを自覚できるよう身近にある具体例であるとか、参加者同士の自由な意見交換や討議であるとか、参加体験型の学習形態にするなど、知識伝達型から市民自らが主体的に行動できるよう工夫した。この他、市民ニーズの把握、学習プログラムの開発、事業内容の調整、学習形態の工夫改善などにより効果的な啓発手法の研究、開発に努めた。

施策の方向 ① 市民ニーズの把握

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
アンケートの実施 (人権政策・男女共同参画課)	市内企業等を対象に実施した市内企業等人権問題研修会及び市民を対象とした人権啓発講演会において、参加者にアンケートを実施し市民(企業)ニーズの把握に努め、その後の研修等に役立てた。
情報誌等に対する読者アンケート (男女共同参画推進センター)	男女共同参画社会の実現に向けた情報誌「You&Me～夢～」をさいたま市のホームページに掲載するとともに、読者アンケートを実施し市民ニーズの把握に努めた。

施策の方向 ② 学習プログラムの開発

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
人権教育学習プログラムの研究・開発 (人権教育推進室)	人権教育集会所において人権講演会を実施するにあたり、最近の人権課題の動向や、効果的な啓発資料を作成するため研究を行った。

施策の方向 ③ 事業内容の調整

人権教育・啓発推進事業内容の点検・調整 (人権政策・男女共同参画課)	各種人権問題解決に向けた「人権教育・啓発推進本部」の事務局において、各所管で行った様々な啓発事業等の見直しを行うとともに、今後の啓発が効果的に推進できるよう調整に努めた。
---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ④ 学習形態の工夫、改善

市民相互の交流の促進 (三つ和会館)	隣保館での各種講座、文化祭などの文化事業や人権講演会など様々な機会を通じて地域住民相互の交流を図った。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、文化祭及び人権講演会は中止)
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(施策の分類 3) 啓発資料の作成、活用

人権教育・啓発を推進する上で学習教材は重要な役割を担っている。例えば、幼児期にあっては様々な遊びや生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを生むような教材が、学校においては児童生徒の関心や意欲を引き出せるように身近なことを題材とした教材が、また、地域社会や職場においてはより身近で日常生活に関わり深い内容の教材が、それぞれの発達段階に応じ学習活動を効果的に高める。

このようなことから、学習に関する市民の多様な学習ニーズを把握しつつ、啓発冊子の作成、リーフレットの作成、情報誌の作成、啓発用品の作成配布などを行った。

施策の方向 ① 啓発冊子の作成

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
同和問題啓発冊子の作成 (人権政策・男女共同参画課)	同和問題の正しい理解と認識を深めるための啓発冊子を作成し、各種研修会・講演会等において参加者に配布して啓発に努めた。 また、企業やグループ等で研修を行う場合に無償提供した。 ・同和問題啓発冊子「私たちの人権」(3,000部作成 274千円)

人権標語・人権作文の充実 (人権教育推進室)	児童生徒の人権意識の高揚を図り、人権について正しい理解を深めるために、市立小・中学校児童生徒から人権標語、人権作文を募集し、最優秀作品を表彰し、優秀作品を掲載した人権文集を作成した。 ・人権標語 小・中学校計 150 校 86,987 作品 ・人権作文 小・中学校計 137 校 57,115 作品
人権作文・人権標語最優秀作品集の作成事業 (人権教育推進室)	児童生徒の人権意識の高揚を図り、人権について正しい理解を深めるために、市立小・中・中等教育学校の児童生徒から募集した人権標語・人権作文について、最優秀作品については教育長からのメッセージとともにオンラインにて表彰した。 市立小・中学校児童生徒から募集した作文と標語の優秀作品を掲載した人権文集「じんけん」を発行し、学校に配布した。(4,000 部 費用 638 千円)
ノーマライゼーション条例の簡明版の配布 (障害政策課)	総合的な学習の時間等で活用し、児童の障害に対する理解を深めるため、条例の理念をわかりやすく示した簡明版冊子を作成し、市内の全小学校等に配布した。 ・12,830 部

施策の方向 ② リーフレットの作成

人権啓発パンフレットの作成 (人権政策・男女共同参画課)	同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決のための啓発冊子を作成し、各種研修会・講演会等において参加者に配布して啓発に努めた。 また、企業やグループ等で研修を行う場合に無償提供した。 ・人権問題啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」(1,000 部作成 費用 306 千円)
相談事業リーフレット作成 (男女共同参画推進センター)	相談事業案内リーフレットを作成し、公共施設に配架した。
DV 防止啓発リーフレット作成 (男女共同参画推進センター)	DV 相談センターカードを作成し、公共施設に配置した。 ・DV 相談センターカード(30,000 部 231 千円) 「さいたま市相談窓口案内」を作成し、市内高等学校へ 3 年生を対象に配布を依頼した。
デートDVに関わるリーフレットの作成 (人権教育推進室)	中・高校生への啓発のため、若年層における交際相手からの暴力(デートDV)防止啓発リーフレットを中学校第 2 学年と高等学校第 2 学年に配布した。

施策の方向 ③ 情報誌の発行

情報誌等の発行 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌を年 2 回発行、市内全戸や市の公共施設等に配布し、人権の視点にたった男女共同参画の意識づくりを進めた。男女共同参画推進センターで実施している事業を紹介する広報誌と合わせて発行、配布した。 ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」 (延べ 84,000 部、1,894 千円)
多言語による生活情報誌配布 (観光国際課)	さいたま市で生活する外国人に向けた情報誌を配布した。 ・市内にあるボランティア日本語教室や時勢に合った話題など、問い合わせが多い内容をテーマとした多言語生活情報誌を、5 言語(日、英、中、韓、西)で 5 回発行した。(さいたま観光国際協会補助事業) 【令和 2 年度実績】 71 号(6 月発行)「さいたま市内にある日本語ボランティア教室」 72 号(6 月発行)「コロナウイルスから自分と周りの人を守るために」 73 号(9 月発行)「急に具合が悪くなったときは」 74 号(12 月発行)「岩槻に人形博物館ができました」 75 号(3 月発行)「大きな災害に備えて(2)」
人権教育ニュースの発行 (人権教育推進室)	人権教育に関する各種情報を掲載した人権教育ニュースを発行し、教職員の資質向上に努めた。 (1 回発行 1 回 5,800 部 費用 67 千円)

施策の方向 ④ 啓発用品の作成、配布

啓発用品作成、 配布事業 (人権政策・男女共 同参画課)	人権啓発用品を作成し、講演会等で配布して、啓発に努めた。 ・人権啓発標語入り抗菌マスクケース(2,000個 費用 433千円)
啓発用品作成、 配布事業 (人権教育推進室)	市立小・中学校児童生徒から募集した人権標語の中から最優秀作品を啓発用品に印刷して作成・配布し、人権啓発に努めた。 ・クリアファイル (106,000部 費用 2,018千円) ・人権標語短冊 (小 5,100部 中 1,350部 費用 58千円)
ノーマライゼーション 条例啓発用品の 作成・配布 (障害政策課)	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)の啓発用品を作成した。今後、各種イベントで配布していく。 ・啓発用ビニルバッグ 3,000枚 ・啓発用トートバッグ 800個

(施策の分類 4) 視聴覚教材等の整備

多くの人々が集まる講演会・研修会・セミナーなどにおいては、同じ情報を同時に多数の人が共有できる啓発ビデオや啓発映画フィルムなどの視聴覚教材を活用することは、感性に訴える大変効果的な手段の一つである。

このようなことから、視聴覚教材等の体系的な整備、啓発機材、図書等の充実のため各種事業を実施した。

施策の方向 ① 視聴覚教材等の体系的な整備

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
啓発ビデオ等の収集 (人権政策・男女共 同参画課)	各種人権問題の啓発ビデオ等を収集し、講演会・研修会等で活用した。
啓発ビデオ等の 収集・貸出し (人権教育推進室)	各種の人権問題解決に向けての啓発ビデオ/DVDを購入し、講演会・研修会等において活用するとともに、学校や会社等へ貸出しに努めた。 ・貸出し数 延べ 102本

施策の方向 ② 啓発機材、図書等の充実

啓発図書の収集 (人権政策・男女共 同参画課)	様々な人権問題に関する啓発図書を収集し、その活用に努めた。
啓発図書等の収集・ 貸出し (中央図書館 資料 サービス課)	市内 25 図書館において、人権問題に関する各種図書・雑誌を収集し、貸出し・閲覧サービスを行った。

(施策の分類 5) 情報の提供

人は様々な情報の中で暮らしているが、身近な地域社会に関する情報は必ずしも十分とはいえない状況である。市民にとって関心のある学習機会の情報については、いつでもどこでも簡単に得られるようにすることで、効果的な学習活動の推進に資する必要がある。

そのため、多様な広報媒体による啓発活動の充実、情報機能の充実の方向で積極的に事業を実施した。

施策の方向 ① 多様な広報媒体による啓発活動の充実

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
「市報さいたま」への 啓発記事掲載 (広報課)	人権啓発に関する情報を全ての市民に浸透させるため、全戸配布している広報紙「市報さいたま」に啓発記事を掲載した。また、毎月英語ページを掲載し、外国人への情報提供をしたほか、視覚障害者などへの情報提供のため点字版広報及びデジター・テープ版広報を作成した。(市報人権啓発記事、英語ページ、点字及びデジター・テープ版費用 10,225千円)

各種広報活動の充実 (広報課)	市テレビ広報番組で情報を提供する際に手話通訳を実施した。また、市ホームページの外国語(英・中・韓国語)自動翻訳機能により、多言語での情報発信を行った。(自動翻訳機能費用 1,320 千円)
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向 ② 情報機能の充実

啓発図書等の収集・貸出し (中央図書館 資料サービス課)	市内 25 図書館において、人権問題に関する各種図書・雑誌を収集し、貸出し・閲覧サービスを行った。
---------------------------------	---------------------------------------------------

(施策の分類 6) 人材の育成

人権思想を広く市民の間に普及させ人権尊重の社会を実現するには、日常生活において市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉える人権意識を根付かせることができるような、人権に関する体系的な研修の実施が必要である。そのような研修の企画・立案・実施を可能にするには、専門知識を持った指導者の育成が必要である。

そのために、人材の育成、市民参画促進に向けた事業を実施した。

施策の方向 ① 人材の育成

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
公民館における人権・同和問題の理解を図る講座 (人権教育推進室)	市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育推進室予算で公民館主催事業として、各館が人権に関する内容で講座を開催した。 (内容: 障害者・男女差別・LGBT・子どもの人権等) (生涯学習総合センター及び 35 館の公民館で開催 参加者 765 人 費用 340 千円)
認知症サポーター養成事業 (いきいき長寿推進課)	認知症サポーター養成講座の開催 認知症の人とその家族が地域の中でその人らしく安心して暮らせるよう、地域住民の認知症の理解促進による地域での支えあいの活性化を目的に認知症サポーター養成講座を実施した。 令和 2 年度養成数 認知症サポーター: 1,696 人 【費用】690 千円

施策の方向 ② 市民参画促進

事業検討会議の開催 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画推進センター事業充実を図るため、事業検討会議委員を利用者等各方面から募り、事業検討会議をオンライン・書面で開催した。 ・実施回数 2 回 ・事業検討会議委員数 8 人
男女共同参画推進センター広報誌の発行 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画推進センター事業を紹介する、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」年 2 回発行。作成にあたり、公募による編集員で構成された編集員会議を行った。男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」と合わせて発行、市の公共施設等配布、ホームページに掲載した。 (延べ 8 万 4 千部、1,894 千円)
誰もが共に暮らすための市民会議の開催 (障害政策課)	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)に基づき、障害者施策について市民が意見交換を行う市民会議を設置している。令和 2 年度は 3 回開催(うち 2 回は書面開催)し、意見を取りまとめ障害者政策委員会に報告した。 【開催実績】 ・延参加者 : 82 名 ・テーマ : 障害者総合支援計画の達成状況について 次期障害者総合支援計画について コロナ禍において生じた困りごとについて

(施策の分類 7) イベントの開催

人権文化を構築していくには人権意識に根ざした学習を継続的・体系的に進めるとともに、具体的な啓発活動として欠かすことのできない研修会・セミナー・講演会・パネル展等の各種イベントを開催するなど、一人ひとりが様々な人権問題についての理解を深めていくことが大切である。また、各種人権問題を考えていく上では多くの人々との交流を深めながら、相互理解を図ってお互いの人権を尊重する意識を醸成することが大切である。

このようなことから、人権問題の研修会・講演会等を開催するほか、交流・ふれあいを深めて意見交換ができる場である女・男フェスタさいたまや障害者スポーツ大会の開催に努めた。

施策の方向 ① 多様なイベントの開催

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
人権啓発講演会 及び人権作文・標語 表彰式 (人権政策・男女共 同参画課・人権教育 推進室)	本市、本市教育委員会及び本市PTA協議会の主催により、人権啓発講演会を開催し、人権問題の理解や人権意識の高揚を図るための講演と学校教育活動で児童生徒から募集した人権標語・人権作文の最優秀作品の紹介と教育長メッセージ動画の配信を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催 ・参加者 302人
男女共同参画週間 記念事業(男女共同 参画推進センター)	男女共同参画社会の理解を深めるために「男女共同参画週間記念事業」を開催し、「『STAY HOME』でも学べるジェンダー平等ミニ講座」と題してオンライン講演会を開催した。 ・実施回数 4回 ・講師謝礼 85千円
DV 防止セミナーの 実施 (男女共同参画推 進センター)	ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶の道を探るために「DV 防止セミナー」をオンライン開催し、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図った。 ・実施回数 1回 ・講師謝礼 150千円
女・男フェスタさいた ま (男女共同参画推進 センター)	男女共同参画社会の実現に向けて、市民意識の高揚と理解を図るため、市民参画により男女共同参画意識啓発事業として「第20回 女・男フェスタさいたま」をオンライン開催した。その中で、基調講演動画配信や、オンライン講座のプレイバック配信、連携団体の発表、男女共同参画施策の紹介等を実施し、市民に対し男女共同参画の啓発を行った。それと同時に、各団体が情報交換等の交流を行うことにより、男女共同参画等の人権意識を醸成した。 ・開催日 令和3年1月25日(月)～2月24日(水) ・参加人数 290人 ・さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会への補助金 460千円
フェスティバル・文化 祭等市民交流事業 (観光国際課)	【国際友好フェア】(さいたま観光国際協会補助事業) 地域住民と在住外国人等による各種展示、発表等を通じて、市民レベルにおける相互理解や、友好親善を図り、お互いが住みよい地域づくりを促進するため、「国際友好フェア」を見沼グリーンセンターで開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	【国際ふれあいフェア】(さいたま観光国際協会補助事業) 浦和駅東口駅前という立地を活かし、商業施設、近隣商店会及び自治会等と連携し、賑わいを創出することで、異文化交流、多文化共生社会の推進及び外国人市民と地域住民の友好促進を図るため、「国際ふれあいフェア」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	【外国人による日本語スピーチ大会】(さいたま観光国際協会補助事業) 市内在住、在勤、在学の外国人が日頃の生活、通学や勤務を通して感じたことや考えていることなど意見を発表する場として、令和3年2月6日にYouTube 配信による無観客開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止となった。 テーマ [Stay Home で見つけた幸せ] 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
高齢者関係事業 (高齢福祉課)	【シニアユニバーシティの開校】 高齢者の方に生涯学習の一環として、社会変化に対応する能力と心身の健康を培い、また、積極的な社会参加と学生間の親睦と交流を図ることにより生きがいを高めることを目的に、さいたま市シニアユニバーシティを開

	<p>催した。</p> <p>令和2年度卒業生 518人 大学 北浦和校 69人 東浦和校 40人 中央校 18人 大宮校 71人 北大宮校 22人 岩槻校 15人 大学院 北浦和校 70人 東浦和校 48人 中央校 22人 大宮校 56人 北大宮校 21人 岩槻校 24人 福祉専修科 24人 音楽専修科 8人 IT専修科 10人</p> <p>【費用】 事業費総額 19,189千円</p>
<p>高齢者関係事業 (高齢福祉課)</p>	<p>【シルバーゲートボール大会】 高齢者相互の交流を図り親睦を深めるとともに、高齢者の心身の健康増進と生きがいを高めることにより、高齢者福祉の向上に寄与する。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
<p>高齢者関係事業 (介護保険課)</p>	<p>【「介護の日」フォーラム】 介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行っている家族等を支援することを目的に、共催8団体と「介護の日」フォーラムを開催し、パネルディスカッションによる介護の啓発を行った。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
<p>障害者週間市民のつどいの開催 (障害政策課)</p>	<p>障害のある人もない人も共に生き、支え合う社会を実現していくために、市民の障害者への理解と関心を深めるとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に「障害者週間」市民のつどいを開催した。</p> <p>〔開催日〕 令和2年12月3日(木)～令和2年12月31日(木)</p> <p>〔開催方法〕 オンライン開催(さいたま市ホームページ、さいたま市障害者協議会 YouTube チャンネル)</p> <p>〔内容〕 ・障害の理解を深める動画やダンス・演奏などのステージ動画を配信。 ・障害・難病者制作作品展のオンライン展示。</p> <p>〔閲覧件数〕 さいたま市ホームページ 1,478件 さいたま市障害者協議会 YouTube チャンネル 動画総再生回数 4,121回</p> <p>〔費用〕 701千円</p>
<p>ふれあいスポーツ大会 (障害政策課)</p>	<p>障害のある方々が、スポーツを通じて心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアとの交流を深め、障害及び障害者に対する理解と社会参加を促進することを目的としてふれあいスポーツ大会を開催した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
<p>ノーマライゼーションカップの開催 (障害政策課)</p>	<p>ノーマライゼーション理念の普及啓発の周知啓発を目的としてブラインドサッカー女子日本代表とアルゼンチン選抜の国際親善試合を開催した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
<p>講演会、パネルディスカッション、シンポジウム等の開催 (精神保健課)</p>	<p>【はあといきいきプロジェクト】 市民対象に精神保健福祉に対する知識の普及啓発を行う。目的は市民のメンタルヘルスに対する関心の向上、潜在的なニーズのある市民が相談・支援につながる契機とする。また、精神障害者が住みやすい地域づくり、自立と社会参加の促進を図る。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講演会は中止とした。それに伴い、代替策としてリーフレット「食べて健康！！～メンタルヘルスは食事から～」を作成し、関係機関や情報公開窓口等に配布、市ウェブサイトにも掲載した。</p>

[基本的課題 ⑤] 様々な人権問題に対する相談システムの充実

今日の社会環境の変化を反映し、人権問題はますます複雑化してきており、これらの様々な人権相談に適切に対応する必要があります。このため、各種関係機関との緊密な連携を図りながら、それぞれの分野における様々な相談を充実させることが重要です。

(施策の分類 1) 相談事業の充実

市民生活に関する人権の相談については、社会環境の変化を反映してますます複雑・多様化する状況にあるが、適切、迅速な対応を図るとともに、相談を必要としている人々のプライバシーの保護に十分配慮したきめこまかな相談ができるよう、その体制整備を充実させる必要がある。

このようなことから、各種人権問題などの相談に携わる人権擁護委員等との連携を更に深め、人権擁護活動を効果的に支援しながら、様々な分野における相談が充実するよう、各種の人権問題に対する相談事業を充実させた。

施策の方向 ① 各種の人権問題に対する相談事業の充実

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
人権相談 (人権政策・男女共同 参画課)	市民の日常生活における様々な悩みや不安等の問題について本市の人権擁護委員が定期的に相談日を定めて相談を受け、相談者の身になって適切な助言や指導等を行い、自主的な問題解決の援助に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は中止。
生活相談 (三つ和会館)	地域住民の日常における生活上の悩みや健康上の様々な問題等の相談を受けて、安心して生活ができるよう適切なアドバイスに努めた。
法律・登記・税務・ 行政相談等 (市民生活安全課)	各区くらし応援室において、市民の様々な問題に対し、専門相談員による相談を実施し、適切な助言・回答を行った。 (令和2年度 相談件数) ・法律相談(民事一般) 2,181 件 ・法律相談(多重債務) 64 件 ・税務相談 112 件 ・借地・借家相談 49 件 ・司法書士登記法律相談 415 件 ・土地家屋調査士登記相談 74 件 ・行政書士相続遺言等相談 123 件 ・社会保険労務士年金等相談 78 件 ・行政相談 4 件
女性のDV相談・女 性相談 (男女共同参画推進 センター)	女性が直面する様々な悩みに関して、専門の女性相談員が相談に応じることにより、自立に向けて支援を行った。 ① 女性の悩み相談 6,998 件(内DV相談 1,261 件)(令和2年度相談件数) ② 法律相談 106 件(令和2年度相談件数) ③ 心の健康相談 17 件(令和2年度相談件数)
男性相談 (男女共同参画推進 センター)	男性が直面する様々な悩みに関して、専門の男性相談員が相談に応じることにより、自己解決に向けて支援を行った。 ・男性の悩み電話相談 45 件(令和2年度相談件数) ・法律相談 12 件(令和2年度相談件数)
外国人生活相談 (市民生活安全課)	大宮区くらし応援室において、在住外国人の様々な問題に対し、専門相談員による相談を実施し、適切な助言・回答を行った。 ・外国人生活相談 75 件(令和2年度 相談件数)
交通事故・犯罪被害者 相談 (市民生活安全課)	大宮区くらし応援室において、交通事故や犯罪に遭われた方に対し、専門相談員による相談を実施し、適切な助言・回答を行った。 ・交通事故・犯罪被害者相談 85 件(令和2年度 相談件数)

<p>在住外国人相談 「外国人相談室・ ぷらっとサロン」 (観光国際課)</p>	<p>【多言語生活相談】(さいたま観光国際協会補助事業) 浦和駅東口近くという利便性を生かし、多言語による問い合わせや生活相談に対応できる窓口を設置。 英語、中国語、韓国・朝鮮語のネイティブスピーカーにより、窓口を開設し、様々なアドバイスや情報提供を行い、在住外国人の生活支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語:毎週火曜日 9時～12時 13時～15時 ・英語:毎週水曜日 9時～12時30分 13時～14時30分 ・韓国・朝鮮語:毎週木曜日 9時～12時 13時～15時 <p>【日本語支援事業】(さいたま観光国際協会補助事業) 在住外国人のための日本語教室(にほんごのへや)、市民ボランティアによる行政情報や生活情報を提供しつつ、生活に役立つ日本語学習を支援した。※新型コロナウイルス感染症の影響で通常開催はできず、浦和夜コースにおいてオンラインで試行開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和教室:3コース(午前保育付、子ども、夜一般) ・大宮教室:1コース(午前保育付) <p>【ぷらっとサロン】 ボランティアスタッフによるメッセージボードによる情報交換、サロン内の展示案内、来訪者への簡易相談など、外国人市民と日本人市民の交流を支援する場として活動した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日～土曜日 9時～18時
<p>保健相談の充実 休日夜間精神医療 相談 (健康増進課)</p>	<p>埼玉県と共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置運営し、夜間・休日の精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に医療を必要とする精神障害者及び家族等の相談に応じ、適切な医療等の提供に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制整備事業 (費用 33,282 千円) ・令和2年度精神科救急電話件数 1,239 件 うち医療機関紹介件数 56 件
<p>福祉相談 (福祉総務課)</p>	<p>(施策目的・事業内容) 福祉サービスの利用に関する苦情・不満等に対する相談窓口である「福祉サービス苦情相談窓口」が、平成18年7月に市社会福祉協議会に設置された。(設置に係る指導・調整などの支援を実施) (費用)市社会福祉協議会に対して事業費の一部を補助 (実施効果) ①市民満足度の向上 ②適正な福祉サービスの確保につながる</p>
<p>生活困窮者に関する 相談 (生活福祉課)</p>	<p>生活保護面接相談員の配置 各区福祉課に生活保護面接相談員を配置し、生活保護の面接相談に関し、迅速かつ円滑な対応に努めた。 費用 面接相談事業 40,686 千円</p> <p>生活困窮者相談支援員の配置 各区福祉課に生活困窮者相談支援員を配置し、住居確保給付金等の面接相談に関し、迅速かつ円滑な対応に努めた。 費用 生活困窮者自立相談支援事業 48,655 千円</p> <p>ホームレス相談員の配置 ホームレスへの自立支援を推進するにあたり、ホームレス相談員が、ホームレスの起居場所への巡回相談を実施する事により現状を把握するとともに、具体的な対応策の検討に努めた。 費用 ホームレス対策事業 6,521 千円</p> <p>「さいたま市ホームレス自立支援計画」によりホームレスに対する自立支援を実施した。 ・巡回相談業務(全区・通年) ホームレス相談員による巡回相談及び実態把握の実施 巡回延べ件数 290 件 把握人数 29 名</p>
<p>高齢者に関する相談 (高齢福祉課)</p>	<p>高齢者相談員制度 高齢者福祉に関する様々な問題に関して、高齢者相談員が高齢者本人又はその家族等の相談に応じ、必要な指導及び助言等を行った。 (相談員 10 名 費用 17,035 千円)</p>

<p>心身・知的障害者及び高齢者に関する相談 (介護保険課)</p>	<p>介護保険相談員制度 介護保険に関する様々な問題に関して、介護保険相談員が被保険者本人又はその家族等の相談に応じ、必要な指導及び助言等を行った。 (相談員 10名)</p>
<p>心身・知的障害者及び高齢者に関する相談 (高齢福祉課)</p>	<p>成年後見制度 判断能力が低下した認知症高齢者について、身寄りがいないなどで申立人となる者がいない場合に、市長による後見開始等の申し立てを行った。 また、後見等が開始されたが後見報酬等の支払えない被後見人等に対して、報酬の助成を行った。 ・市長申立 件数 86件 費用 1,118千円 ・報酬助成 件数 98件 費用 20,375千円</p>
<p>成年後見制度利用支援 (障害支援課)</p>	<p>判断能力が不十分な知的・精神障害者について、身寄りがいないなどで申立人となる者がいない場合に、市長による後見開始等の申し立てを行った。 また、後見等が開始されたが後見報酬等の支払えない被後見人等に対して、報酬の助成を行った。 ・市長による審判請求 11件 ・報酬助成 54件</p>
<p>障害者生活支援センターの運営 (障害支援課)</p>	<p>障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関として、障害者生活支援センターを10区15箇所に設置し、各区支援課や福祉事務所、医療機関等の関係機関と連携の上、障害福祉サービスの利用援助等障害者の生活全般にわたった支援を行った。うち3箇所は市内のセンターの拠点として各センター間の連絡調整等を行う基幹相談支援センターに指定している。 加えて、障害者の権利擁護に関する支援を行うため、障害者差別及び虐待事案に対応する権利擁護支援員を10区全区に配置した。 (費用 294,936千円)</p>
<p>家庭児童相談室 (子ども家庭総合センター総務課)</p>	<p>家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るため、10区の各支援課内に家庭児童相談室を設置し、性格・生活習慣・言語・発達・学校生活・非行・児童虐待等について相談指導を行った。 (費用 20,202千円)</p>
<p>児童虐待相談 (児童相談所)</p>	<p>18歳未満の児童を対象に、虐待が疑われる事案について、調査を行い、安全に生活することができないと認められる場合には一時保護や施設への入所を行った。 (虐待対応件数) 3,214件 (虐待による一時保護児童数) 319件 (虐待による施設入所児童数) 33件</p>
<p>育児相談 (各区保健センター)</p>	<p>乳幼児とその保護者を対象に、子育てなどに関しての不安の解消や子どもの健全な発達を促した。 (実施場所) 10区保健センター 公民館等 (実施人数) 2,884人 (実施効果) 保護者の不安が取り除かれる。</p>
<p>エイズ等相談・カウンセリング体制の整備 (疾病予防対策課)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生動向に応じて、特定感染症検査・相談事業(エイズ相談・検査)を実施している(HIV・梅毒・B型肝炎・C型肝炎:無料)。 会 場 さいたま市保健所 受検者 59人 費 用 1,554千円(消耗品費・印刷製本費・医薬材料費)</p> <p>大宮駅前JACK大宮内宇宙劇場集会室において、HIV即日検査・相談業務を委託により実施。また男性同性愛者や若者等のハイリスクグループが集う商業施設において、HIV検査日程案内を含めた啓発を実施。 受検者 447人 費 用 12,571千円(委託料)</p> <p>エイズに対する差別や偏見をなくすための普及啓発事業として、エイズ検査窓口にリーフレットやコンドームを設置している。 普及啓発のための物品を作成したが、新型コロナウイルス感染症の影響で各種イベントが中止となり、配布を見合わせた。今後、新型コロナウイルス感染症の発生動向に応じて配布予定。</p> <p>・啓発用ティッシュ 配布予定数 5,000個 ・啓発用しおり 配布予定数 5,000枚</p>

<p>精神保健相談の充実 (精神保健課・各区保健センター)</p> <p>教育・就学相談の充実 (総合教育相談室) (特別支援教育室)</p> <p>24時間子ども SOS 窓口 の実施 (総合教育相談室)</p>	<p>・啓発用蛍光ペン 配布予定数 500 個 ・啓発用ボールペン 配布予定数 500 個 費用 1,338 千円 (消耗品費、印刷製本費)</p> <p>精神的な健康について本人の状況及び家庭環境・社会環境について把握し、精神的な健康の保持増進のため精神保健に関する専門相談・指導を訪問、面接及び電話等により実施した。</p> <p>・直接電話 実人数 1,523 人 直接電話 延人数 8,039 人 ・直接面接 実人数 444 人 直接面接 延人数 873 人 ・直接訪問 実人数 958 人 直接訪問 延人数 2,592 人 ・間接相談 実人数 848 人 間接相談 延人数 3,664 人 ※直接援助:本人・家族からの相談。 間接援助:個別援助の一環として、関係者からの相談。</p> <p>市内に在住・在学する幼児から高校生及びその保護者を対象として、学校生活にかかわる様々な相談を受けるとともに、学習面や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援方法を教職員に助言するなどして、児童生徒の健全育成を目指した。</p> <p>悩みや不安を抱える児童生徒や保護者が、子どもに関する相談全般について、いつでも相談できるよう、夜間・休日を含めた 24 時間の電話相談を実施した。【入電件数】令和 2 年度 3,776 件</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(施策の分類 2) 相談システムの充実

市民の方々が抱えている悩み事などを気軽に相談できるよう、各種の相談に的確に対応できる人材の確保や、社会情勢の変化に対応するための様々な情報を共有できるよう、各種関係機関とのネットワーク化を図るなど、相談システムを充実させることが求められている。

その対応として、人材の確保、ネットワークの構築などにより相談システムの充実に努めた。

施策の方向 ① 人材の確保

具体的施策・事業名 (関係各課)	実施状況
相談員の確保・相談体制の充実 (いきいき長寿推進課)	市内 27 の地域包括支援センターについて年末年始を除き毎日開所し、介護保険を含む高齢者相談の充実に努めた。
人権相談の充実 (人権政策・男女共同参画課)	人権問題に関する様々な相談に適切な助言・指導を行い、市民が快適な生活を送れるようにする人権擁護委員の果たす役割は極めて大きなものがある。このため、人権擁護委員との連携を深めながら人材の確保に努めた。
「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「さわやか相談員」の配置 (総合教育相談室)	全ての市立中学校・中等教育学校に「さわやか相談員」を配置するとともに、全ての市立学校に「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を配置、派遣した。そのことにより、学校がチームを組んでいじめの問題や不登校等の相談に応じ、支援できる体制を整え、児童生徒が楽しく充実した学校生活を送ることができるように努めた。

施策の方向 ② ネットワークの構築

DV防止対策関係機関連携会議の開催 (男女共同参画相談室)	<p>女性に対する暴力の根絶の取り組みについて、女性の人権擁護の観点より、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討することを目的とし、開催している。</p> <p>令和 2 年度 開催実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議 2 回 ・市内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議 2 回
高齢者・障害者・子育て支援ネットワークの構築 (高齢福祉課)	<p>高齢者の相談システムの充実</p> <p>各区役所において、高齢者相談員が高齢者本人又は家族等の相談に応じ、必要な指導や助言を行った。 (相談員 10 名 費用 17,035 千円)</p>

<p>障害者の相談システムの充実 (障害支援課)</p>	<p>・施策目的 障害者が自らサービスを選択し利用できるよう、地域で生活する障害者とその家族からの広範な相談を受け支援を行うため、各区に設置された障害者生活支援センターを中心に関係機関のネットワーク化を図りながら市内全域を視野に入れた相談システムの実現を図る。</p> <p>・事業内容、費用 障害者生活支援センター15か所の運営について、社会福祉法人等に対する委託により実施した。具体的には、全ての障害に対応できる障害者生活支援センターが7か所、知的・身体障害に対応できる障害者生活支援センターが4か所、精神障害に対応できる障害者生活支援センターが4か所となっている。加えて、市内の各障害者生活支援センターの拠点となる基幹相談支援センター(3か所)の運営を社会福祉法人に委託した。 費用は全体で294,936千円。</p> <p>・実施効果等 相談者の身近な場所で多様な相談ができ、福祉サービスの情報提供や紹介、調整等が迅速に行われている一方で、近年は権利擁護や地域移行・地域定着の支援等の新たなニーズが生まれており、各センターの相談支援機能の充実・強化が求められている。</p>
<p>高齢・障害者権利擁護センターの運営 (高齢福祉課)</p>	<p>高齢・障害者権利擁護センターにおいて、高齢者や障害者に対する虐待などの権利侵害事案のうち特に困難な事案について、関係機関に対し専門家による助言等を行った。 (費用27,570千円)</p>
<p>子育て支援ネットワークの構築 (子育て支援政策課)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため全体会議の開催は中止したが、様々な子育てに関する情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的、効率的に活用できるよう保健福祉関係者や機関、子育てに係る支援活動をしている市民団体等に対し、資料を送付し情報共有を図った。</p>
<p>要保護児童対策地域協議会 (子ども家庭総合センター総務課)</p>	<p>児童虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合が円滑に図られるよう、関係機関、関係団体、関係者がそれぞれの機能を十分に発揮し、連携しながら対応できるシステムの構築を図り、実効的な支援体制を確立するため、代表者会議及び各区において区会議、実務者会議、ケース検討会議を開催した。 (費用363千円)</p>

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 「人権教育及び人権啓発」に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第5条 本部会議の円滑な運営に資するため、本部に幹事長、副幹事長及び幹事で組織する幹事会を置く。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶 務)

第6条 本部の庶務は、人権政策・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
本 部 員 名 簿**

本 部 長 市 長
副 本 部 長 副 市 長
副 本 部 長 教 育 長

本 部 員
水道事業管理者
理事<指定>(市長公室担当)
都市戦略本部長
総 務 局 長
財 政 局 長
市 民 局 長
スポーツ文化局長
保 健 福 祉 局 長
子ども未来局長
環 境 局 長
経 済 局 長
都 市 局 長
建 設 局 長
西区役所 区長
北区役所 区長
大宮区役所 区長
見沼区役所 区長
中央区役所 区長
桜区役所 区長
浦和区役所 区長
南区役所 区長
緑区役所 区長
岩槻区役所 区長
消 防 局 長
会 計 管 理 者
水 道 局 長
議 会 局 長
副 教 育 長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監 査 事 務 局 長
農業委員会事務局長

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
幹事名簿

幹事長 市民局 市民生活部 部長
副幹事長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課長

職 名
市長公室 広報課長
総務局 総務部 総務課長
総務局 人事部 人材育成課長
市民局 市民生活部 市民生活安全課長
市民局 市民生活部 コミュニティ推進課長
保健福祉局 保健部 健康増進課長
保健福祉局 福祉部 福祉総務課長
保健福祉局 福祉部 生活福祉課長
保健福祉局 福祉部 障害政策課長
保健福祉局 福祉部 障害支援課長
保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課長
保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課長
保健福祉局 長寿応援部 介護保険課長
保健福祉局 市立病院経営部 病院総務課長
保健福祉局 保健所 保健総務課長
子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課長
子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課長
子ども未来局 幼児未来部 幼児政策課長
子ども未来局 幼児未来部 保育課長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部児童相談所長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課長
子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課長
経済局 商工観光部 労働政策課長
経済局 商工観光部 観光国際課長
消防局 総務部 消防総務課長
水道局 業務部 水道総務課長
教育委員会 管理部 教育総務課長
教育委員会 学校教育部 指導1課長
教育委員会 学校教育部 特別支援教育室長
教育委員会 学校教育部 指導2課長
教育委員会 学校教育部 総合教育相談室長
教育委員会 学校教育部 健康教育課長
教育委員会 学校教育部 教育研究所長
教育委員会 生涯学習部 人権教育推進室長
教育委員会 生涯学習総合センター副館長
教育委員会 中央図書館 管理課長
人事委員会事務局 任用調査課長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発推進に関する
さいたま市基本計画・実施計画の
【令和2年度 推進状況】

発行 さいたま市・さいたま市教育委員会
編集 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
 （事務局 さいたま市市民局市民生活部
 人権政策・男女共同参画課）